

開会の日時、場所

年月日 令和 2 年 3 月 10 日（火曜日）
開 会 午前 10 時 1 分
散 会 午後 4 時 22 分
場 所 第 3 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第 1 号議案 令和 2 年度沖縄県一般会計予算（環境部所管分）
- 2 甲第 22 号議案 令和 2 年度沖縄県水道事業会計予算
- 3 甲第 23 号議案 令和 2 年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 4 予算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長 新垣 清涼君
副委員長 照屋 大河君
委員 座波 一君 具志堅 透君
座喜味 一幸君 崎山 嗣幸君
上原 正次君 赤嶺 昇君
玉城 武光君 糸洲 朝則君
山内 末子さん

説明のため出席した者の職、氏名

環 境 部 長	棚 原 憲 実君
環 境 企 画 統 括 監	松 田 了君
環 境 政 策 課 長	長 濱 広 明君
環 境 保 全 課 長	普 天 間 朝 好君
環 境 整 備 課 長	比 嘉 尚 哉君
自 然 保 護 課 長	比 嘉 貢君
自 然 保 護 課 世界自然遺産推進室長	小 渡 悟君
環 境 再 生 課 長	安 里 修君
企 業 局 長	金 城 武君
配 水 管 理 課 長	上 地 安 春君
建 設 課 長	大 城 彰君



○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

「本委員会の所管事務に係る予算議案の調査につ

いて」に係る甲第 1 号議案、甲第 22 号議案及び甲第 23 号議案の予算議案 3 件の調査及び予算調査報告書記載内容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、環境部長及び企業局長の出席を求めています。

まず初めに、環境部長から環境部関係予算議案の概要の説明を求めます。

棚原憲実環境部長。

○棚原憲実環境部長 環境部所管の令和 2 年度一般会計予算の概要について、ただいま通知しました令和 2 年度当初予算説明資料抜粋版に基づいて御説明いたします。

環境部の令和 2 年度当初予算案は、世界に誇る沖縄の自然環境を守るという知事公約の実現に向け、沖縄 21 世紀ビジョンの基本施策や施策展開に基づき、予算を編成いたしました。

通知をタップして 1 ページを御覧ください。

令和 2 年度の環境部の歳出予算額は、上から 5 行目にございますが、29 億 7584 万 9000 円で、前年度当初予算額と比較しますと 8 億 7001 万 5000 円、率にして 22.6% の減となっております。その主な要因は、令和元年度は第 43 回全国育樹祭の開催年度であったことから、事業終了に伴い開催事業費として計上していた約 2 億 9000 万円が減となることや、公共関与事業推進費において、産業廃棄物管理型最終処分場の整備完了に伴い令和 2 年度は地元の地域振興などの予算計上となり、約 1 億 2000 万円の減となることによるものであります。

それでは、通知をタップしていただきまして、2 ページを御覧ください。

歳入予算について御説明いたします。表の左端下の合計欄を御覧ください。一般会計歳入予算の合計 7514 億 400 万円のうち、環境部に係る歳入予算額は右隣になりますが、17 億 3989 万 4000 円で、右端黒枠の下のほうになりますが、前年度当初予算額に比べ 6904 万円、率にして 4.1% の増となっております。歳入が増となった主な要因は、公共関与事業推進費貸付金元金収入で、沖縄県環境整備センター株式会社への貸付金 3 億 9100 万円が返還されることによるものであります。

それでは、歳入予算について款ごとに御説明いた

します。

(款) 9の使用料及び手数料の環境部所管分は3622万9000円であり、産業廃棄物処理業の許可申請や動物取扱業の登録申請など各種申請に伴う手数料の証紙収入等であります。

(款) 10の国庫支出金の環境部所管分は9億6486万9000円であり、これは主に沖縄振興特別推進交付金の国庫補助金や海岸漂着物の回収・処理に係る地域環境保全対策費補助金等であります。

(款) 11の財産収入の環境部所管分は19万2000円であり、環境保全基金及び産業廃棄物税基金の預金利子であります。

(款) 13の繰入金の環境部所管分は2億1029万2000円であり、産業廃棄物税基金繰入金及び環境保全基金繰入金であります。

(款) 15の諸収入の環境部所管分は5億801万2000円であり、これは主に雑入及び公共関与事業推進費貸付金元金収入であります。

(款) 16の県債の環境部所管分は2030万円であり、自然公園施設整備に係るものであります。

以上で、歳入予算の概要説明を終わります。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

通知をタップしていただきまして、3ページを御覧ください。上から4行目を御覧ください。

(款) 4の衛生費のうち環境部所管分は29億7584万9000円であり、前年度と比較しますと8億7001万5000円、率で22.6%の減となっております。

次に、(款) 衛生費における環境部所管の主な内容について、目ごとに御説明申し上げます。一番右端の内訳欄を御覧ください。

(目) 食品衛生指導費は、動物愛護管理センターの管理運営及び動物愛護思想の普及啓発推進に要する経費であり、2億1324万7000円を計上しています。

(目) 環境衛生指導費は、一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の推進など、持続可能な循環型社会の構築に要する経費として7億6367万1000円を計上しております。

(目) 環境保全総務費は、環境部職員の給与や課の運営費であり、5億6642万4000円を計上しています。

(目) 環境保全費は、地球温暖化対策、米軍基地の環境問題対策、大気汚染対策、赤土等流出防止対策、緑化の推進等に要する経費であり、6億1807万3000円を計上しております。

最後に(目) 自然保護費は、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録を推進す

るための経費や、サンゴ礁保全に向けた白化対策やオニヒトデ対策、希少種の保護や外来種対策など、自然環境の保全・適正利用を図るための経費であり、8億1443万4000円を計上しております。

以上で、環境部の令和2年度一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○新垣清涼委員長 環境部長の説明は終わりました。

次に、企業局長から企業局関係予算議案の概要の説明を求めます。

金城武企業局長。

○金城武企業局長 企業局関連の甲第22号議案及び甲第23号議案について順次御説明申し上げます。

本日は、サイドボックスに掲載されております令和2年第1回沖縄県議会定例会議案その1により御説明させていただきます。

甲第22号議案令和2年度沖縄県水道事業会計予算について御説明申し上げます。

ただいま通知しました62ページをタップして御覧ください。

第2条の業務の予定量につきましては、給水対象が那覇市ほか25市町村及び1企業団、当年度総給水量が1億5250万1000立方メートル、1日平均給水量が41万8000立方メートルを予定しております。また、主要な建設改良事業は102億1931万2000円を予定しており、その内訳は、水道広域化施設整備事業が49億7980万2000円、導送取水施設整備事業が38億3334万7000円、海水淡水化施設整備事業が14億616万3000円となっております。

次に、第3条の収益的収入及び支出につきましては収入の水道事業収益は298億2669万3000円を予定しており、その内訳は、営業収入が172億1243万3000円、営業外収益が125億23万3000円などとなっております。支出の水道事業費用は296億4163万4000円を予定しており、その内訳は、営業費用が280億8421万2000円、営業外費用が14億6655万3000円などとなっております。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、63ページになりますが、資本的収入は122億8659万円を予定しており、その内訳は、企業債が22億2660万円、国庫補助金が93億6632万1000円などとなっております。資本的支出は171億8296万7000円を予定しており、その内訳は、建設改良費が130億9892万1000円、企業債償還金が40億1610万9000円などとなっております。第5条の債務負担行為につきましては、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度

額を定めております。

第6条の企業債につきましては、限度額22億2660万円を定めております。

次に、64ページを御覧ください。

第10条の他会計からの補助金につきましては4億8476万2000円を予定しており、これは臨時財政特例債の元利償還等に充てるため一般会計から補助金を受け入れることを定めたものであります。

以上で、甲第22号議案の説明を終わります。

次に、65ページをタップして御覧ください。

引き続きまして、甲第23号議案令和2年度沖縄県工業用水道事業会計予算について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、給水対象が沖縄電力金武火力発電所など105事業所、当年度総給水量が802万3000立方メートル、1日平均給水量が2万1000立方メートルを予定しております。また、主要な建設改良事業は4292万9000円を予定しており、その内訳は、導水施設整備事業及び配水施設整備事業であります。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の工業用水道事業収益は6億6643万3000円を予定しており、その内訳は、営業収益が3億2027万9000円、営業外収益が3億4615万3000円などとなっております。支出の工業用水道事業費用は7億1162万3000円を予定しており、その内訳は、営業費用が7億3万5000円、営業外費用が1108万7000円などとなっております。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、66ページになりますが、資本的収入は9023万8000円を予定しており、その内訳は、国庫補助金が2760万2000円、他会計補助金が1272万3000円、投資償還金が4991万3000円となっております。資本的支出は1億266万8000円を予定しており、その内訳は、建設改良費が6149万6000円、企業債償還金が4116万7000円などとなっております。

第5条の債務負担行為につきましては、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。

第9条の他会計からの補助金につきましては、6761万6000円を予定しております。これは、先行投資施設に係る維持経費等に充てるため一般会計から補助金を受け入れることを定めたものであります。

以上で、甲第23号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひします。

続きまして、お手元に配付しております座間味浄

水場建設候補地比較表について担当課長のほうから説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○大城彰建設課長 前回の委員会におきまして、座間味委員から座間味浄水場建設に係る議論の中で、各候補地の長所、短所、コストなどについて説明を受けて議論を深めていく必要があります、その資料を委員会に提出できないかとの発言がございましたので、今回、各候補地の比較表を提供いたします。当該資料を審査の参考にしていただければというふうに考えております。それでは、説明させていただきます。

まず、比較表の1ページを御覧ください。

左が高月山の既存浄水場用地の大部分を活用する案。そして右側がヘリポート用地を活用する案となっております。

2ページ目の左側が阿真チジ、そして、右側が旧ごみ捨て場となっております。

そして最後の3ページ目に、当初予定地である阿真ビーチ隣接地について記載をしております。

それでは、1ページにお戻りください。

それぞれ一番左側の上段から、候補地の所在等、計画図、土地利用状況、整備概要、事業費、そして、一番下段に所見を記載しております。所見については用地造成や津波被害、エネルギー効率の観点等から長所、短所などを記載しております。それぞれの候補地の特徴について説明させていただきますので、所見の欄を御覧ください。

まず、1ページ目の1の①の既存浄水場用地の大部分を活用する案につきましては、長所として、長所の1)のほうに、高台候補地の中で造成面積が一番小さいということと、あと短所は2)のほうに、エネルギー効率が悪い、そして、3)に既存施設の一部取壊しがあることから水運用の対策が必要ということが挙げられております。

そして右側の1の②、ヘリポート用地を活用する案につきましては、短所といたしまして、1)のほうに載っているんですけども、ヘリポート移設のために造成面積が大きくなるということと、3)のほうに、エネルギー効率が悪いということが挙げられております。

次に、2ページ目を御覧ください。

左のほうの2の①、阿真チジにつきましては、短所の1)のほうに造成面積が一番大きいということと、2)のほうに、急斜部であり安全性に留意した計画が必要であることなどが挙げられております。

次に、右側の3の①、旧ごみ捨て場につきましては、長所といたしましては、3)のほうに、建設費

が最も安価であるということで挙げられておりますけれども、埋設ごみの処理費用がまた別途必要となります。また、短所といたしましては、3)のほうに、廃棄物処理法の手続が必要であり、その手続に最短でも3年を要するなどが挙げられております。

これまで説明しました候補地につきましては、高台でありまして、津波浸水想定区域外となっております。これにつきましては、全ての高台の長所ということになっております。

最後に、3ページ目に移りまして、これが当初予定地である阿真ビーチ隣接地ということで、これについては、長所といたしましては、1)のほうに用地造成が不要であり、そして、2)のほうに、エネルギー効率がよいということになっております。そして短所といたしましては、津波浸水想定区域でありまして、対策が必要であるということなどが挙げられております。

以上、比較表の説明でした。

○新垣清涼委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する予算議案でありますので、十分御留意願います。

なお、要調査事項の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等を告げた上で、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

それでは、これより直ちに各予算に対する質疑を行います。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 今、座間味浄水場建設候補地比較表を説明いただきましたので、この件からまずお願いいたします。

新たな候補地比較表が今説明されましたが、これまでの説明では、昨年かな、12月までには候補地を決めていくというふうに説明を受けていたんですが、まだ決まらないというような状態ということですか。

○大城彰建設課長 建設予定地につきましては、住民の要望を受けて高台候補地の詳細調査を実施しまして、昨年12月に座間味村へそれぞれ長所、短所を説明したところでございます。座間味村からは、高台候補地につきまして土地造成による環境への影響、工事中における観光客や道路への影響から、当初予定地が最適との意見がございました。そして現在も調整が続いているところでございまして、その結果、住民説明会が遅れているところとなっております。

○照屋大河委員 再検討の委託調査をするということで、令和元年度は3100万円だったかと思いますが、新年度の予算はどのような計画、計上がされているんですか。

○大城彰建設課長 2年度予算につきましては建設予定地が決定することを踏まえまして、実施設計に1900万円の予算を計上しております。

○照屋大河委員 12月に説明を村のほうにやられたと。所見のほうにも村からの意見ということで、この資料にも示されています。高台については環境省との調整も必要だというふうに聞いていたんですが、その辺はどうなっていますか。

○大城彰建設課長 環境省へは、昨年12月に詳細調査を行った高台候補地及び当初予定地につきまして、それぞれの長所、短所を説明し、その後も、環境省から確認を求められた事項につきましては、適宜、資料の提出や説明をしております。内容を確認していただいているところでございます。これまでの確認事項といたしましては、既存浄水場用地活用案の浄水場建屋等について、展望地や定期航路からの景観の確認を求められておりまして、それについては資料を提出したところでございます。

○照屋大河委員 今県としては、環境省には資料提供をし、具体的な指摘とかを受けている状態ではないということなんですか。景観については指摘されたのかな。それ以外に関する環境省からの指摘はない状態ですか。

○大城彰建設課長 今言った、展望地や定期航路からの景観の確認を今行っており、それについて環境省からは確認を求められているところで、それ以外

のところについては、特に確認を求められているところではございません。

○照屋大河委員 先ほど、再検討された場所に関する村との説明において、村から様々な意見が示されているということです。再検討ということで1年費やしてきています。3100万円の予算も費やしてきていますので、新年度予算決定を前提に、実施設計などの予算も計上されているということです。もう3月終わりますが、ぜひ村の皆さんにも、陳情を出されている住民の皆さんにも、その地域にとって重要な事業だということとともにですね、その水を浄水場を確保していくということの大切さも伝えていただきながら、また引き続きの取組をお願いしたいというふうに思います。早期の建設地の確定の努力をお願いしたいと思います。以上です、これについては。

続いて環境部のほうに行きますが、令和2年度当初予算案概要部局別という資料の6ページをお願いします。世界自然遺産登録推進事業ということがあります。2億3000万円ですかね。この事業ですが、この事業の詳細を伺う前に、世界自然遺産の登録に向けたスケジュール、あるいは県の取組の現状、進捗ということをお願いします。

○小渡悟自然保護課世界自然遺産推進室長 まず、登録のスケジュールの進捗についてお答えさせていただきます。奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録につきましては、登録延期勧告の主な理由でありました分断された推薦区域の連結や、北部訓練場返還地の推薦区域への追加などの課題に対応した上で、推薦書の内容の見直しや強化を行い、昨年2月、国において推薦書を提出したところでございます。昨年10月には、諮問機関IUCNによる現地調査が行われたところであり、今後本年5月ごろのIUCNの評価報告書を踏まえて、本年6月下旬から7月上旬にかけて開催される世界遺産委員会において登録の可否が決定される見込みとなっております。県としましては、国や地元関係団体等と緊密に連携しながら、本年夏の確実な登録を目指して取り組んでいるところでございます。

○照屋大河委員 いよいよ6月から7月の下旬ということですので、取組を引き続きお願いしたいと思いますが、今、新年度予算で示される登録に向けた自然環境保全対策の検討ということで、約2億3000万円の事業はこのスケジュールに向けて6月、7月までにこの事業を展開していくという計画なんですか。

○小渡悟自然保護課世界自然遺産推進室長 令和2年度の予算につきましては、登録前、登録後も見据えながら、引き続き事業を実施していく内容となっております。

○照屋大河委員 先日、部長、新聞にヤンバルの沖縄の多様性豊かな自然の話もされていきました。少し時期が昨年度から延びまして、いよいよ6月ということですので、この沖縄の自然の魅力をさらに発信できる機会になると思いますので、ぜひこれにも取組をお願いしたいというふうに思います。

続いて同じページですが、外来生物侵入防止事業費ということで、この事業に関する今年度、令和元年度の実績等について伺いたいと思います。

○比嘉貢自然保護課長 お答えいたします。

外来生物侵入防止事業費、これは公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例に係る経費となっております。令和元年度につきましては、まず1つ目として公有水面埋立承認申請書の添付図書において、示されている埋立用材搬出予定地の外来生物分布状況の、以前に実施した調査の情報更新と、昨年10月に新聞報道のあった沖縄防衛局が新たに搬出候補地として調査した地点の外来生物分布状況の情報収集を目的とした調査を行っております。2つ目として、条例に基づき意見聴取のために設置した専門員との間で埋立用材の搬入における外来生物侵入防止に関する意見交換などを実施したところであります。

○照屋大河委員 今説明のあった、防衛局が新たに取るというふうに決めたのかな、そういう発表をして調査をしたということですが、そこをもう少し具体的に説明をお願いしますか。

○比嘉貢自然保護課長 昨年10月の新聞報道等で、また新たに県外等で41か所、埋立土砂の搬出予定地、候補地として挙がっている部分について追加調査を実施したというところがありましたので、そういった新たな情報につきまして、我々もあらかじめ情報収集したいということで、県においてその部分について今調査をしているところであります。

○照屋大河委員 10月の41か所の新たな候補地の調査、一方で昨年12月あたりにですね、辺野古に関する埋立土砂について、全て県内調達していくんだというような検討を進めていくという報道にも接していますが、その状況等についての防衛省、防衛局への聞き取りなどは県として行われているんでしょうか。

○比嘉貢自然保護課長 昨年、今、委員のおっしゃっ

たような形で新聞報道、また、沖縄防衛局にあります環境監視等検討委員会の中でですね、一応県内の土砂で賄える、可能だというような形の報告があったのは承知しております。これにつきまして、環境監視等検討委員会における報告内容等については県のほうでもその説明を受けたところでありまして。特に、こちらからそれ以上の詳細の確認等は今、現時点では行っていない状況であります。

○照屋大河委員 説明を受けているということではありますが、この土砂を取り組む場所に関する、先ほどは41か所を新たに追加したということです。県内から全てやろうという状況、情報があると。これは設計申請というか、事業申請に関する変更の手続等は必要というふうに考えられているのでしょうか。

○棚原憲実環境部長 その点につきましては、公有水面埋立法に基づく変更承認申請の中で、土砂の調達についても記載されてくるものだと思いますので、そういう情報をしっかり踏まえて環境部として対応していきたいと考えております。

○照屋大河委員 じゃあもう一度。この県内調達の説明を県として聞いて、先ほどおっしゃっていたように、聞いた上でこれ現実性、実現性というのは他の事業等にも影響してくるというふうに思われるんですが、そういう見立ては県としてどうされているのでしょうか。

○棚原憲実環境部長 土砂の搬出につきましては、先ほど言いました公有水面埋立法に基づき、土木建築部のほうで審査しますので、我々はあくまでもこの条例に基づいて対応していくという形になります。調達先の可否とか、そういう判断は我が部の所管ではありませんので、そういう対応をしていきたいと考えています。

○照屋大河委員 ではこの事業については、先ほど追加の候補地が示されたときには事前の調査をするということですが、それがじゃあ、県内で調達というふうな方向が決まれば、そこはまた環境部のこの事業において、外来生物だから違うのかな、これは当たらないということになるわけですか、県内調達の場合には。

○比嘉貢自然保護課長 この条例は県外から埋立土砂の搬入に関して対象としておりますので、県内については対象外となっております。

○照屋大河委員 県内調達の場合において、環境部で何か調査をしていくという点についてはどのようなものが考えられるんですか。何も県内調達の場合には、そういった環境調査というのは、どういった

可能性があるんですか、やっていくことはないのですか。

○棚原憲実環境部長 今の段階で特にお答えするのがちょっと難しい部分あるんですけど、公有水面埋立法に基づく変更申請が出た場合には、土木建築部のほうから、必要がありましたら環境部のほうにそういう対策についての意見照会がありますので、我々はその申請を評価していくと。科学的な意見、専門家の意見を聞きながら評価していくことになるかと思えます。

○照屋大河委員 次、7ページ。有機フッ素化合物環境中残留実態調査事業ということであります。これの詳細、事業の内容等について説明を求めます。

○普天間朝好環境保全課長 これまで環境部の調査で普天間飛行場周辺、また比謝川周辺の湧水など、P F O S等有機フッ素化合物が米国の環境保護庁の設定した飲料水に係る生涯健康勧告値、70ナノグラムパーリッター、これはP F O S及びP F O Aの合計量を超えて検出されていることが確認されています。これにつきましては、有機フッ素化合物環境中残留実態調査事業では、これらの基地周辺の18地点のほか、県内米軍施設周辺で新たに36地点を増やして、湧水や河川水のP F O S等を調査しその残留実態を把握する予定です。

○照屋大河委員 これまでやってきたのが18地点で、それを県内の米軍基地の周辺に広げていくということで理解するんですが、この18地点についてはこれまでも夏期と冬期ですか、それぞれに調査をされていると思うんですが、直近の冬期のは出ているんですかね、結果は。直近の調査結果というのを示してください。

○普天間朝好環境保全課長 今、直近18地点の調査結果でいきますと、普天間飛行場周辺のほうで、チュンナガーが1300ナノグラム、またヒヤカーガーが200ナノグラム、メンダカリヒーガーが520、伊佐ウフガーが390、喜友名のBが100。あと嘉手納町比謝川周辺の湧水では、嘉手納町の屋良のシリーガーが830、ウブガーが1400、屋良ヒージャーガーが1300、ヌールガーが340、水釜のほうで1800。あと天願川のうるま市のほうでは110、復興橋で71、川崎川上流のほうで230、あと上流の西側のほうで1100ということで、おおむねこのような濃度になっています。

○照屋大河委員 ありがとうございます。

これは夏期、冬期どちらですか。

○普天間朝好環境保全課長 令和元年の夏期調査、最近のものです。

○照屋大河委員 今回の調査結果と、その1つ前の調査結果において、大きくその値が増えたり、あるいは減っていたりというような、概要でいいですよ、細かい数字じゃなくて結構ですから、状況を。

○普天間朝好環境保全課長 普天間飛行場周辺については28年度から調査していきまして、比謝川周辺の湧水と天願川は30年の冬期から調査しているんですが、濃度的に大きな変動はないような形になっています。自然中の環境水ですので、2倍とか倍程度動くんですが、基本的には検出されているところはそのまま検出されている状況です。

○照屋大河委員 ありがとうございます。

それからそのPFOSについて、これまでは県としては基地への立入調査を求めてきた、あるいは基準値の設定を国に対して求めてきたということだったというふうに思います。ただ、先日、暫定目標値という形で、国、政府のほうで発表があったと思うんですが、それに対する県の考え、その暫定目標値となりましたが、基準値であるべきだという意見もあります。その点について県はどのようにお考えでしょうか。

○上地安春配水管理課長 本年の2月19日には第2回目の水質基準値逐次改正検討会が開催されました。その中でPFOSとPFOAの合計の暫定目標値、そして1リットル当たり50ナノグラムが提案されたところです。企業局としましては、今後設定される目標値を遵守するとともに、PFOS等のさらなる低減化に取り組んでいく考えでございます。

○照屋大河委員 基地への立入調査という点に関する状況についてはいかがですか。引き続き求められているのか、国あるいは米軍側からどのような返事がある状況なのかという点については。

○上地安春配水管理課長 立入調査につきましては、この間企業局としましても、あと県としましても要請をしているところでございますけれども、今回、国のほうで目標値の設定がされたということを踏まえまして、また今後もそういった立入調査、原因究明のための立入調査について取り組んでまいりたいと考えております。

○照屋大河委員 その求めていっている状況で、いまだ実現していないという点については、返事というのはどういう状況なんですか。認めないということがずっと示されているんですか。

○金城武企業局長 米軍基地への立入りにつきましては、これまでいろいろと要請をしてきておりまして、その前に我々がこの現地で、米軍、沖縄防衛局、

企業局3者での連絡会議の中では、立入調査はこの日米合同委員会の環境文化委員会で議論すべきということがまずあって、それを何とかじゃあこの日米合同委員会の環境文化委員会に上げるための事前の調整を我々としては防衛省のほうに働きかけてきたというのが現状でございます。それについて、今、防衛省から、これまで言われているのは、現在、PFOS等への対応については、日米防衛当局間でしっかりと取り組んで行くべく、様々な機会を捉えて様々なレベルで米側に協力を求めているというような説明を受けているところでございます。

○照屋大河委員 とにかく、やっぱり現地の調査が重要であり、それが県民の安心につながるというふうに思うんですね。そういう意味では先ほど、今回進める各実態調査を充実させていただいて、企業局、環境部、連携しながら、とにかく現地調査を求めていく、実現させていくという取組をお願いして終わりにしたいと思います。

○新垣清涼委員長 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 企業局のほうから質疑させていただきます。この建設改良事業の概要の中からであります。水道広域化の整備事業で総額49億8000万円計上しているとありますが、8村ですか。この新年度の水道広域化の計画の49億8000万円の内訳をまず、説明してくれませんか。

○上地安春配水管理課長 令和2年度における水道広域化整備事業費は合計で約49億8000万円を計上しているところでございます。各村の内訳としましては、まず粟国村においては、調整池整備工事、浄水場整備工事等としまして約1億2200万円を計上しております。渡名喜村においては、浄水場電気系統設備工事として約2500万円を計上しております。北大東村においては用地分筆業務で約150万円を計上しております。渡嘉敷村においては、浄水場整備工事等として約7億200万円を計上しております。座間味村座間味島においては、浄水場の実施設計として約1900万円を計上しております。伊平屋村においては、浄水場整備工事等として約17億5400万円を計上しております。伊是名村においては、取水施設整備工事、浄水場整備工事等としまして約22億1300万円を計上しております。

○崎山嗣幸委員 この今、説明された範囲で、新年度でこの水道広域化に基づく浄水場建設も含めて、完成できるところは今言われたところで何か所ですか。完結するところは何村ですか。

○大城彰建設課長 令和2年で供用開始をする予定

の村につきましては、まず令和元年度—今年度なんですけれども、北大東村の供用開始を予定しております。そして令和2年度につきましては南大東村、阿嘉島、そして渡名喜村を予定しております。

○**崎山嗣幸委員** 令和2年は3か所が供用開始するというのでいいですね、そこは。

○**大城彰建設課長** その3か所が、令和2年度の予定ということになっております。

○**崎山嗣幸委員** 先ほどの中で、座間味の浄水場については予算が1900万というのは実施設計ということの説明だったと思いますが、これはそのとおりですか、今実施設計で1900万、座間味の。

○**大城彰建設課長** 実施設計で1900万ということで、それは一応計上してございます。

○**崎山嗣幸委員** 先ほど何か所か調査地の候補地の説明をしていただきましたが、この候補地の中から調査検討して行って、令和2年に実施設計に入ることだと思っておりますが、これまでの住民説明会とか、あるいは12月下旬に建設予定の選定の予定だったということが遅れているということだと思っておりますが、この関連からすると、これが遅れている主な原因は何ですか。

○**大城彰建設課長** 12月に各候補地の説明につきまして、村に行ったところなんですけれども、座間味村からは高台候補地に関しまして、いろいろ課題が提出されて、その説明等とか、調整に時間を要したために、住民説明会につきましても遅れたこととなっております。

○**崎山嗣幸委員** じゃあ、この遅れている原因は、高台に課題があるということも含めて、村のほうとの調整で時間を取ったということですか、これは、大きく遅れているのは。

○**大城彰建設課長** そうですね、現在も住民説明会も含めてその開催について、村と調整を行っているところでございます。

○**崎山嗣幸委員** 環境省との協議は特に、そんなに今言っている遅れている要因とかではなくて、スムーズに進んでいるということによろしいんですか。

○**大城彰建設課長** 環境省から与えられた課題等につきましては、当課の担当のほうで調整を一応行っているところでございまして、引き続き調整を行ってまいりたいというふうに考えております。

○**崎山嗣幸委員** 遅れている理由は分かりましたが、令和2年度に向かっての実施設計に当たっての方向のスケジュールであります、住民説明会を含めて、今言われた環境省との調整も含めて、あとこれが建

設地を選定するというこの事業に、令和2年に向かっていくと思いますが、このスケジュール感なんです、どの段階で建設の選定をするのか、令和2年の実施設計に向かってのスケジュール感をちょっと説明を願えませんか。

○**金城武企業局長** 村とは現在も調整中ということでございますが、今、住民説明会についても開催するというので、双方で確認しております、先週そういう調整のところまで、開催に向けての調整も整ってきております。ただ開催時期は今、新型コロナウイルスの感染状況等を見ながらということで、早期に開催したいという認識は双方とも一緒なんですけど、その辺を見た上で時期は判断したいということで、今開催に向けて引き続き調整しましょうと、場所とか含めて具体的なところを詰めていこうということになっております。

問題は今の住民説明会で説明しようとしているのは、調査した結果をやりますので、結局この選択肢として、企業局としては高台も低地も示した形になっておりますので、その辺を踏まえて住民説明会をやった後に、どういう形でまた選定がなされるかということについては、一応住民説明会でしっかり説明した上で、村とも方向性をしっかり協議していくということで今確認をしているところです。

○**崎山嗣幸委員** いずれにしても、令和2年度に向かっての事業の展開を含めて、問題解決のためにしっかり頑張ってもらいたいということで、その件は終わります。

次であります、環境部のほうにお聞きしますが、この事業概要の中からお伺いしますが、外来植物防除対策事業で2328万4000円、次年度組んでおりますが、この中で計画によると新年度の段階では、この駆除対策マニュアルが策定されるという段階なのか、この予算の内訳をまず説明してくれませんか。

○**安里修環境再生課長** 本事業は沖縄の生物多様性の保全及び観光立県にふさわしい良好な景観形成を確保するため、在来植物の生育を阻害する外来植物、ギンネムの拡散防止及び駆除技術を確立し、防除対策を策定する事業となっております。事業の計画としましては、令和元年度から3年度までの3か年を予定しております、来年度事業の2328万4000円の内訳としましては、外注する委託料のほうで全て事業実施する予定です。ちなみに、令和元年度、今年度は外部有識者委員会の設置及び実証試験計画策定を行いまして、令和2年度は実証試験を開始しまして、モニタリング調査により効果の確認を行い、令

和3年度はモニタリング調査の結果を踏まえ、防除対策マニュアルを策定することとしております。

○**崎山嗣幸委員** この間の議論の中で議論の進捗で構いませんが、このギンネムを駆除する方法についての問題点とかは出されておりますか。

○**安里修環境再生課長** ギンネムは戦後、早期緑化などを目的に散布されまして、旺盛な繁殖力により、県内全域に蔓延している状況にあります。ギンネムの課題としましては、県内全域で既に広範囲に繁茂、定着が進んでいることから、一度の対策で駆除することは困難になっていることが挙げられます。本事業によって今年度、外部有識者委員会を設置しまして、ギンネムの生体特性を踏まえた駆除方法などを御検討いただいたところでありまして、また、その中で検討した駆除方法につきましては、実際に駆除に取り組んでいる東京都小笠原諸島での手法や、既存文献等を参考にしており、例えば具体的には物理的防除として伐採したギンネムの切り株に日光が当たらないようなゴムシートを被覆する方法とか、科学的防除として、除草剤を切り株に注入する方法、塗る方法及び散布する方法などを外部委員会の中で選定しているところでありまして。

○**崎山嗣幸委員** 駆除方法は大変難しいと思いますが、約2600ヘクタールでしたかね、前に質問取りに来たときに、関係課というのかな、横断するところ、農林水産部、土木建築部、環境部、商工労働部等全体的な取組をするということを言っていました、この中で2600全ての根絶していくのかなと思ったら、前回、ギンネムは先ほどあったように緑化の行動計画の中で増えてきた経過もあったりする中において、量は15%増やして、質は20%改善するという話が前回あった感じがするんですが、これは各所管分については、これは全面駆除ではなくてね、緑化というか、残してね、あとは質を改善するという話を前回聞いた感じがするんですが、それはもはや緑化の価値はないと私は思っているんですが。戦後というのかな、焼け野原のときに持ってきてね、植えたという感じはするんですが、今の段階で全て私は全面駆除したほうが良いと思いますが、各横断的な部局の考え方は統一されていないんですか。

○**安里修環境再生課長** まずギンネムの対策につきましては、基本的には土地の所有者とか管理者で行われるものと考えております。環境部におきましては、効率的かつ効果的な防除対策が図られていくよう、防除対策マニュアルを策定して、周知を図っていきたくて考えております。またこれについては、

防除マニュアルを策定したときには国、市町村及び関係団体に対して通知による周知を図るとともに、県のホームページで公開するなど、県全体の周知に取り組むということを考えております。また、我々のほうでは県の土木建築部や農林水産部など、緑化関係部局で構成されています緑化マトリックス組織会議などもありますので、その中でも周知を図って連携した取組を図っていきたくて考えております。

○**崎山嗣幸委員** 目標は先ほど2600ヘクタール、ススキが5100で、8000ぐらいが、ずっと県内というのかな、繁茂しているということを知っている。ギンネムの2600ヘクタールの今言っている事業については、全面的な駆除ではなくて、ここはどの範囲にするかについてはまだ検討の段階ということなんですか。

○**安里修環境再生課長** お答えいたします。

緑化に関する行動計画におきまして、先ほどお話しいただきましたとおり2600ヘクタールのギンネム林がございます。これについては、荒廃地を森林緑地に20%改善する質の改善の施策を立てていまして、それぞれの部署でおのおのの施策の中で取り組むということになっていきますので、今回の防除マニュアルはそのための一つの指標というか、対策マニュアルということで考えております。

○**崎山嗣幸委員** 質の改善にはどのような方法がありますかね。ギンネムの質の改善というのは。

○**安里修環境再生課長** ギンネムは非常に日光に対して鋭敏に反応しまして、裸地化したところに対して非常に繁茂するという性質があります。ですから、こちらについては土地の所有者、管理者などのほうで行っていただきたいところではあります。沖縄県の在来種、もしくは必要な花木を設置して、光環境を抑えるというのが一番重要になってきますので、これについて取組をしていただきたいというふうに考えております。

○**崎山嗣幸委員** ギンネムを必要とするところは今僕はないと思うんですが、今言うように繁茂しないような、発芽しないような方法、方策があるかと思うんですけど、ただ質の改善というのは、根絶するための方法ならいいんですけど、活用するという意味では従来というのか、まきとか何かいろんな建具とか使っていたケースもあると思うが、今日においてはこれは活用する方法というのかな、あるのかなという意味では、畑に生えていても、海岸にしても、用地にしても、全てやっぱり在来種も含めて、それから害虫もやはり発生するし、私は駆除したほうが

いいと思っているので、そこを含めてこれから皆さんが案をつくって、その在来種の生育を妨げて、またいろんな畑や河川敷や、草木も含めて阻害されているので、ぜひこれは事業で向かって、前進させてもらいたいと思います。ほとんど今、河川敷を含めて、土木のほうではこうしているがほとんどギンネムですよね。ギンネムを全部伐採してくれということの要望がある中で、予算がないということで滞っている、そこは皆さん頑張ってぜひギンネムを根絶するように努めてもらいたいと思います。その件は以上です。

次ですが、同じく概要からなんですけど、概要説明で外来生物侵入防止の事業なんですけど、これは6300万の予算を組んでいるようですが、この外来生物の侵入防止の中で、この関連をして希少種植物保存条例の中において、これは33条なんですけど、外来生物がこの意図的じゃない場合の侵入については規制対象としないという項目らしいんですけど、これは意図的で持ってくるのと、意図的でないものと分けたら規制のしようがないと思うんですけど、これは何で意図的じゃないものについては規制対象としないのかについて疑問があるんですけど、これについて説明をお願いします。

○比嘉貢自然保護課長 昨年12月に沖縄県希少野生動植物保護条例を制定させていただきました。その中で希少種の保護と併せて、この条例の中で指定する外来種についても指定することによって希少種を守ろうというような形でこの条例をつくったところでありまして。その指定外来種につきましては、当然、規制の仕方としては、指定した外来種を実際飼養している方々に対して条例の中で届出をしてもらって、適正な飼養をしていただく。いわゆる管理を放棄して、野外に放出するようなことがあってはならないという形で、適正な飼養をすることによって、しっかり外来生物の拡大防止を図るような仕組み。それとあとまた、こういった指定した外来種等を販売している業者に対しては、しっかりその指定外来種について適正な飼養を図るように購入者に対して説明する義務を負わすような形で、この希少種条例についてはそういった形で守っていかうということになっていますので、条例自体で全ての外来種について規制をかけるわけではなくて、希少種が影響を受けないような形で、そういった購入されている方々、また購入する予定の方々に対して、適正な管理をすることによって拡散をさせないような形で守っていくような形になっているのがこの条例の仕組みであ

ります。

○崎山嗣幸委員 よく、この管理から脱走して、社会を混乱させている例があるんですが、この管理についての、あるいは県として、この条例に基づいて飼育者というか、そういう外来生物というものを持ち込んだ者については、容認するということについての管理責任というか、皆さんが指導することは、ここにできるんですか。どんな形。よく逃げたということで大騒ぎして、外来生物を、ワニもそうだし、いろんなものが民家にとりつかうか、いますよね。これは皆さんが……。

○比嘉貢自然保護課長 外来生物に関しましては、まず法律で外来生物法がございまして、その外来生物法ではまず、飼養の禁止、そしてそういった運搬等、そして放してはならないということを経営上規定されておまして、大きくは法律で規制されています。それを補完する形で県内の希少種を守るために、我々この条例を今回、成立させていただいたところであります。ですので、その法律を補完するような形で、この条例の中でいわゆる届出という形で、飼養者に対して管理義務を課して、適正な管理をするように、これを確認するような形を取っていくような形で、しっかりこれを守っていただくようなことになっております。

○崎山嗣幸委員 いずれにしても在来種、希少動植物を守る観点から、外来種の侵入に対する対策については、これからもぜひ慎重にというか、しっかり整備をしてもらいたいということで、私の質疑を終わります。

○新垣清涼委員長 上原正次委員から質疑時間の全てを赤嶺昇委員に譲渡したいとの申出がありましたので、御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、御承知おきます。

それでは質疑を行います。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 座間味浄水場建設候補地比較表を頂いているんですけども、渡嘉敷村、渡嘉敷浄水場のものもこういうふうにできたら、次の常任委員会で、今決まっていますよね、渡嘉敷はね。そういう感じでちょっとつくってもらいたいと思いますけど。提示していただけますか。

○大城彰建設課長 渡嘉敷村に関してもこういう形で、座間味と同様、候補地の比較表がございまして、その辺の提供はしていきたいなというふうにか

えております。

○赤嶺昇委員 隣接するし、比較しやすいのでそこはお願いしたいなと思っています。

それですね、住民説明会が大分遅れていますよね。根本的に遅れている理由、原因を教えてください。

○大城彰建設課長 先ほども申し上げたんですけれども、村に対してはその候補地の比較表を提示しながら一応説明をしたところでございますが、それについて村からの意見等もございまして、その意見に対する当局としての対応とかということで時間を要しましたので、そのために住民説明会につきましても遅れている状況になっております。

○赤嶺昇委員 調査をして村にはいつ説明して、回答もらうまでどれぐらいかかっていますか。

○大城彰建設課長 最初の村への説明が12月初旬に行いまして、それに対して12月下旬ごろに、村からいろいろと課題があるということでございましたので、改めて年が明けて1月に再度村と会って、その辺のこれまでの課題とか、今後の日程等についていろいろと調整を進めてきたところでございます。

○赤嶺昇委員 これ、1月何日ですか。

○大城彰建設課長 1月27日に調整を行っているところでございます。

○赤嶺昇委員 12月初旬に皆さん説明して、12月下旬に村から課題が出て、それから1か月ですよ。1月27日に皆さんこの1か月間、何していたんですか。

○大城彰建設課長 その間も電話連絡等を取りながら、この1月の会議に向けて調整をしまいったところでございます。それにちょっと時間を要したということです。

○赤嶺昇委員 その間、皆さんは住民に対して、住民説明会が遅れるということをご告知しましたか。

○大城彰建設課長 それはやっておりません。

○赤嶺昇委員 去年の委員会で、僕は局長にこの説明会をいつやる予定ですか、遅れていますよねという質疑をしていますよね。どういう答弁になっていますか。

○金城武企業局長 住民説明会については座間味村との調整が整えば1月末に開催したいということで答弁したところでございます。

○赤嶺昇委員 今、3月ですよ。皆さんは村とのやり取りと言うんですけれども、結局、住民の皆さんに対して説明会が遅れているとか、そういうことも告知もしない、何が起きているか住民は分からない。調査終わっているはずなのに。これは私は透明

性に欠けると思いますよ。いかがですか。

○金城武企業局長 いずれにしましても、やはりこれ、村のほうといろいろと調整がつかないと、なかなかこの住民説明会を開催できないという状況がございましたので、それを早めに整えて開催に向けてやろうということで、この間努力をしてきたんですが、結果として今、御指摘のように遅れてしまったということで、その辺は住民に対しても申し訳ないなと思っています。

○赤嶺昇委員 今年度中でできそうですか、説明会。
○金城武企業局長 早期に開催したいという気持ちはあるんですが。一定のやっぱりそういう場所も今非常に、想定できるのは、ある意味密閉されたといえますか、そういう場所になるかと思っておりますので、やはり今のコロナウイルスの感染状況を踏まえると、少し3月というのはなかなか厳しいだろうなと思っております。その辺の状況を見た上で開催時期については判断していきたいというふうに考えております。

○赤嶺昇委員 村とのやり取りということなんですけれども、これは村長ですか、村ですか。

○金城武企業局長 いろいろございます。担当者でやった、副村長とお会いしたときと、それから村長とお会いしたとき、それぞれございます。

○赤嶺昇委員 委員会で、村長の参考人招致があったんですね。皆さん、当初はキャンプ場ということで、皆さんは時間がないと最初言っていたんですよ。予算の執行もあるし早く決めないといけないと当初言っていたのが、この後、委員会でかなり議論をして、津波のことが大分出て、それから調査費で3100万円、これ税金ですよ、かけたんですよ。私はそのとき、村長さんに質問しましたよ。要するに、これはあくまでも県の事業なので、その中で県が決めた場合はどうされますかということ。住民が納得できるような適地をつくることに異存はない。再調査で決まった場合には、協力してしっかり受け止めるということをお場で答弁いただいているんですよ。これについて、皆さんはどう考えますか。

○大城彰建設課長 先ほど、村長は企業局の建設予定地が決まればそれに従うということなんですけれども、それにつきましては、昨年3月の参考人招致におきまして、村長は企業局の調査結果が出てきたら、その内容、選んだ理由等を踏まえて、自分の考えを述べたいという旨の回答をしております。それに対して、調査結果に対しては、座間味村の意見としては、当初予定地が最適であると。そして、高台

候補地の中では既存浄水場用地を活用する案が最もよいというような意見でございました。調査結果につきましては、住民説明会で各候補地の長所、短所を説明することとしておりまして、開催に向けては引き続き座間味村と協議を行っていきたくと考えております。

○赤嶺昇委員 じゃあ、聞きたいですけども、これ調査結果が出ていますよね。これ村長も見ていると思うんですけども。村の意向は載っているんですよね。じゃあ、津波に対して村長の見解はどうなっていますか。

○大城彰建設課長 原則、高台は必要であるという話はされていたんですけども、これは、総合的に考えて判断すべきだということで、村は現阿真ビーチの隣接地が適切だというようなことを述べておられました。

○赤嶺昇委員 原則、高台というのは村長の見解ですか。原則、高台がいいということを村長がおっしゃっていたんですか。

○大城彰建設課長 これにつきましても、厚労省の指針のほうにも原則というのが載っておりますので、それを反映させて述べたのかなというふうに考えております。

○赤嶺昇委員 この、原則、高台というものが、なぜ今度はそれは厚労省の指針、国の指針ですよ。隣の渡嘉敷は高台ですよ。隣はできていて、なぜ座間味については低地なのかと。それはどうやってこの原則、高台が低地じゃないといけないということに変わるんですか。皆さんはどういうふうに理解していますか。

○大城彰建設課長 村の考え方は、高台につきましては、村としては既存浄水場を、ライフライン確保以上に人命が優先であるということで、災害時の避難所とか備蓄を検討しているということで、村としてはこの高台についてはそういう施設を造りたいということです。浄水場は一応、低地がいいだろうというような話をされておりました。

○赤嶺昇委員 今、ライフラインの話をしてしまいましたが、この災害が起きたときに、最も大事なことは水じゃないですか。水は生命線じゃないんですか。企業局長としてですよ、この水というのは命じゃないですか、私はそう思いますよ、電気とか。いろんな災害が起きたときに、水というのは命に直結しませんか。

○金城武企業局長 ライフラインということですから、当然に命に関わるような水だと思います。ただ

村がこういう意見を述べているのは、要するに言い回しといたしますか、説明の中ではライフラインの確保以上に人命を優先したいというような説明をされているということです。

○赤嶺昇委員 人命ってどういうことですか。皆さん、高台に住んでいるんですか。

○金城武企業局長 要するに、説明の中では、既存浄水場用地は災害時の避難所とか備蓄場所として検討しているというような御説明がございました。

○赤嶺昇委員 企業局長としてですよ、この皆さん水を使っていますよね、この命、人命というのは、水というのはまさに一番私はすぐに生命に直結する部分だと思えますよ。皆さんは違う見解ですか。あなたの考えを聞きたい。

○金城武企業局長 災害時において、やっぱり水は非常に命に関わるような大切なものであることには変わりはありません。

○赤嶺昇委員 私は、まさにそこだと思いますよ。いろいろ課題はあると思いますよ、高台も。ところが津波が来たときに、皆さんこの説明の中で、低地に造ったほうがいい、津波対策とおっしゃいますけど、本当に津波対策できますか。いろいろ議会でも皆さん、例えば隣の浄水場との機械の互換性とか言うんですけど、津波が来たらみんな埋まりますよ。津波が来たときに、座間味だけピンポイントで津波に遭うわけじゃないですよ。3.11、皆さん見ているじゃないですか。ああいうのを見ている中で、今、新たに税金をかけて低地に造るということは妥当かと聞いているんですよ。しかも今回3100万円の税金を使って調査をかけたんですよ。3100万円というのは税金ですよ。かけてきたのに、ここに来て合理的な理由もなく、やっぱり低地がいいと言うのは通りませんよ。これ県の税金がかかっていますよ。どう思いますか。この税金というのは大変ですよ。

○大城彰建設課長 我々としては、先ほど委員のおっしゃるとおり、そういう災害を踏まえて、今回調査の中で高台を検討してまいったところで、その高台でも建設し得るであろうという結論の中で今、村と一応調整をしているところです。そのときに、村としての意見として、まだ低区がいいということで、特に企業局が今のところ、低区がいいという結論は出してはおりません。ですから、今後、一応村と調整しながら、座間味村における住民合意に基づいて選定の方策について、今後とも協議をしまいたいというふうに考えております。

○赤嶺昇委員 私は村の意見も大事だと思いますよ。

ただ、今、3100万円というのは大事な税金ですよ。1年かけて調査をしてきましたよね。今後、やっぱり低地がいいと、調査をした結果、やっぱりどうしても下がいいという理由が、僕にはなかなか理解ができないんですよ。合理的な理由で、これだけの予算をかけて、時間もかけてきたにもかかわらず、やっぱり自分は下がいいという意見で通るか。合理的な理由を求められてきますよ。これももう座間味村だけの問題だけじゃない、県の予算がかかっているんですよ。1年間もかかって、予算もかけて、住民説明会も遅れて、どうやってこれを県民に説明しますか。だから、もちろん村との協議は僕は大事だと思いますけど、ここはもう踏み込んでいかないとやっぱり、皆さん早くやったほうがいいと当初は言っていましたよ。知事も視察してきました。知事は視察してきたんですけど、住民の皆さんから、自分たちとの意見交換がなかったという指摘も僕らは言われている。だから知事もわざわざ行っているいろんな意見も聞いてきて、ここにきてやっぱり決められませんよというものに今、陥っていませんか。いかがですか。

○金城武企業局長 この浄水場建設については、いずれにしても村の協力がなくなかなか現実的に進められないというところがございます。そういう意味で、我々も高台のいろんな課題を提起しておりますので、この高台についてのいろいろな我々企業局なりの対応策も含めて、これまで説明してきた、そういう意味の、そういう理解を求めるような努力はしてきたというところなんですよ。ただやはり、村としては先ほどの、幾つか課長のほうからありますけど、理由がございまして、村としては阿真ビーチに隣接するほうが望ましいということをおっしゃっているというところがございます。

○赤嶺昇委員 ですから、この阿真ビーチがいいという合理的な理由が僕には見当たらないということを行っています。それは村の意向も、僕は大事だと思いますよ、住民合意も。聞きたいのですけれども、今まで皆さんは住民説明会を何回やりましたか。

○大城彰建設課長 去年度3回実施しているところがございます。

○赤嶺昇委員 全部で3回、今まで。

○大城彰建設課長 はい、そうです。

○赤嶺昇委員 その3回の説明会に村長は何回出席しましたか。

○大城彰建設課長 村長はこの住民説明会には参加されておられませんでした。

○赤嶺昇委員 ぜひ今後、説明会にはやはり住民、村長も忙しいと思うんですけど、参加していただいて、これは今後、座間味村にとっては大変大事な部分だと思っているので、説明会にもちゃんと責任ある方々も来てもらって、住民も来て、しっかりと議論をしてもらいたいなと思っております。これはお願いしたいんですけど、いかがですか。

○大城彰建設課長 我々としても早期建設に向けて、村とは今後とも調整をした上でですね、早期に住民説明会を開催いたしまして、その際には、村長も参加されるのかなというふうに考えておりますので、いろいろと住民も含めて意見を交わしながら、候補地選定に向けて努めてまいりたいなというふうに考えております。

○赤嶺昇委員 それと、住民説明会に参加した方に対して、あるところから内容証明が4通届いたということなんですけど、その後どうなっているか把握していますか。

○大城彰建設課長 内容証明が届いたということにつきましては、委員会のほうでその辺、話を聞きまして、それに対して委員のほうから、事実確認を行った方がいいのではないかとということがございましたので、私たちは事業者側、そして住民側に対しての意見を述べていただいて、その事実確認を行ったところがございます。

○赤嶺昇委員 そこで止まっているんですか。

○大城彰建設課長 最終的には事業者側のほうに連絡をしたところ、お答えはできませんという回答がございましたので、そこでその辺の確認は止まっております。

○赤嶺昇委員 内容証明が届いたことは把握してますよね、その後、何が起きているかを皆さんは把握していますか。

○大城彰建設課長 我々としては、具体的に何が起きているかはちょっと分からないんですけど、委員の話では訴訟になっているということは聞いております。

○赤嶺昇委員 これ、新垣清涼委員が取り上げているんですよ。よくそんなとぼけた答弁ができますね。局長、いかがですか。

○大城彰建設課長 これにつきましては再三、我々としてはですね、いろいろと事実確認なりやってきたところではございますが、それ以上の対応というんですか、これにつきましては、やっぱり事業者側と住民側の双方の中で一応、対応するべきものかなというふうに考えておりますので、それ以上企業局

が関わることは難しいのかなというふうに考えております。

○赤嶺昇委員 企業局主催の説明会に参加した方が、この会場に行って発言していない者が今、訴えられているんですよ。いかがですか。

○金城武企業局長 住民説明会での発言をきっかけに、そういう争い事というのか、それが生じているということは非常に残念なことであります。ただ、企業局としてはやはり、これまで住民説明会の発言者の状況といいますか、それからそれに関連する内容証明に関する事実確認といいますか、それについては企業局としてはできる範囲の対応はやってきたというふうに考えておりますので、これ以上何らかの対応というのはなかなか難しいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○赤嶺昇委員 訴訟になると、これなかなか皆さんが間に入るのは難しいと僕は理解していますよ。ただ、状況把握はしたほうがいいと思いますよ。要するに、幾ら賠償責任求められているかとか。これ大変ですよ。だから、これは今日はあえて聞きませんが、常任委員会もありますので、それまでには、間に入ってということまでは言っていません。皆さんは内容証明について調べました、双方に聞きました、こちらに文書も出しました。今後どういうふうに、いわゆる企業局の説明会の中でそれが起きていることになってしまっているものだから、これの把握は、私は必要だと思いますよ。300万円ぐらい請求されているんですよ。これ、本当かどうか確認してください。企業局の説明会に行ってこんなことが起きたら、今度、県の説明会に参加したら怖くて恐ろしいですよ。これは企業局だけの問題じゃなくて、今後、そういうことが起きてきますよと。お金を持っている側が訴えきれなかったら、訴えたときに、訴えられる側は、恐ろしくて、もう参加も発言もできませんよ。それを放置するんですかということですよ。だから、そういうことは、なかなか難しいことは理解していますけど、この件については、把握していないということでは通らないよということを言っているんですよ。

○金城武企業局長 なかなか、例えば住民説明会は確かにその発言がされて、それをきっかけにそういう訴訟というか、そういう事態が生じているということは確かにそのとおりにかと思いますが、ただ、住民説明会の発言の内容をですね、そうすると、我々は事前にそういう情報も一切何もないわけですね。その場で発言されたということで、そこについての

企業局としての責任といいますか、そういうことまではなかなか我々としては対応するのが難しいのかなというのが我々の考えであります。

○赤嶺昇委員 住民説明会、皆さん議事録作りますよね。議事録作っている。あと、もちろん録音もしていると思いますけど、ちゃんと取っていますか。

○大城彰建設課長 書面での議事録につきましてはございませんが、録音データについては所持しております。

○赤嶺昇委員 今後、この裁判で、こういう録音のデータも必要になってくるかと思しますので、これは今後、なかったということはしないように、改めて言うておきますので、今後、そういったものも物的証拠になってきますので、そこでしゃべった、しゃべらないということが明確になってきますので、その提示をお願いされたら、その対応もお願いしたいなと思っています。

○大城彰建設課長 ただし、録音データ内の質疑応答の中では、個人名が出ている部分がございます、これにつきましては、県の情報公開条例の7条第2号におきまして、個人に関する情報については不開示情報ということで、開示してくれということで住民側のほうからあったんですけど、実際、開示はできないということの判断で開示しておりません。

○赤嶺昇委員 じゃあもっと言いますけど、皆さんは、去年ぐらいから情報不存在ということをお願いしているんですよ。情報開示に対して答えられなくなっているということをもっと具体的に今度、指摘しますよ。これは、国でも情報がないということで、不存在ということで、今まで情報公開がされてきたものが、ある日突然、情報不存在ということに今なっていますよ、企業局大丈夫ですか。

○大城彰建設課長 これにつきましては、例えば座間味浄水場関連の公文書開示請求につきましては、請求があった直近の7件につきましては、記録を作成していないことによる公文書の不存在ということになっておりまして、意図的に情報開示をしなくなったということではございません。

○赤嶺昇委員 今までですね、この情報公開で出てきた内容等があつて、ある日突然、議事録を作らなくなるんですよ、皆さんは。どこかで聞いた話ですよ、大丈夫ですか。情報不存在で逃げ切れると思っているんですか、皆さん。今までやってきたものが、これが情報不存在。これ今の県政の方針ですか。

○金城武企業局長 これについては、要するに、文書が存在していないということですね、これは我

々が今まで開示してきた内容というのは……。

○赤嶺昇委員 これは国会でよく聞いている話ですよ、今の言い方。大丈夫ですか。

○金城武企業局長 不存在であることの実実は変わらないということをごさいます、我々が今まで開示した内容というのは、港湾課とのやり取りの部分は、あれはかなり課題がいろいろたくさんあって、これを常に把握して回答する、その繰り返しの中で、しっかりと議事録を残しながら、上司に報告をしていたということをごさいました。そういう意味で、これまで開示している資料というのは当然、これは残っていたので開示をしているということをごさいます。

○赤嶺昇委員 今までは情報公開で取れていた資料が、ある日突然、情報がないということを皆さんが、僕らから見たらこれはおかしいと思っているわけです。だから、今、聞いているのは、県はいつの間にか情報不存在というやり方をやり始めたんですかと聞いているんですよ。

○金城武企業局長 そういうことは一切ごさいません。

○赤嶺昇委員 ないとしか言えませんよね。でも、現にそれが取れなくなって、情報不存在と言えどもでも逃げ切れるような話になってきていますよ。情報がないんだから出せませんよと。どこかで聞いたことありませんか。大変ですよ。情報がないということに通るんですか。今もまた住民説明会の録音、これ訴えられているのもう一回、精査したほうがいいと思いますよ。向こうだって、どこで録音を取ったかによって、この情報ももし、皆さんのところから訴えている側にこの情報が提供されているとするんだったらどうなりますか。この録音をどこで取ったかという分析までやらんといけなくなっているんですよ。一方には出す、一方には出さない、これ問題になりますよ。

○金城武企業局長 一方には出して、一方には出さないということは、それはないです。

○赤嶺昇委員 ないんだったら、ないなりに説明できるようにしておかないといけなくないことを僕は言っているんですよ。

○金城武企業局長 ですから、先ほども申し上げましたように、不存在の文書については、なかなか我々はこれ以上できません。ただ、これまであった資料については、しっかりと我々は開示してきているわけです。これは一貫した考え方は何も変わりませ

○赤嶺昇委員 今までじゃあ、仮にリスト作って、今まで情報公開で出されたものがある日突然、出なかったということ全部作って、今言う録音の音声も、情報公開に基づいて、この分は出せないけど、この分は出せるとか、もう一回精査して、個人情報に照らしてこれが出せるように検討してもらいたいなと思います。

○金城武企業局長 個人情報条例、請求あった場合には、我々も条例に基づいて審査をして、要するに、請求のあった方に対しても根拠を含めて回答しているというのが現状でございます。

○赤嶺昇委員 ですから、今言っているように、この部分だから出せない、黒塗りの文書だったらありますよね。だから、これが音声の場合はどうするかということですよ。

○大城彰建設課長 この辺につきましても、先ほど申し上げましたように、県条例の、県の情報公開の中において、個人に関する情報については不開示情報ということになっております。それにつきましては、そういうものに関しては公開できないんですけれども、その辺をもうちょっと我々としてもいろいろ検討しながら、条例に従った形でできるだけされるものについては公開したいというふうに考えております。

○赤嶺昇委員 ぜひ、なるべく出せるものは出して、今言うように不存在という部分はないから出さないという開き直りは気をつけたほうがいいと思いますよ。今まで出してきたものが、議事録取っていませんと。そしたら今後、行政は全部そうなりますよ。これはまずいと思いますよ。基本的に、職員が仕事する上で、やっぱりちゃんと記録を残していくというのは当たり前の話じゃないですか。不存在では通りませんよ、いかがですか。

○金城武企業局長 重要な会議等含めて、そういうのは当然、議事録として残すべきだろうという考えに変わりはありません。おっしゃるように、後々、そういうのを検証とかいろいろ含めて、必要な情報はしっかりと記録として残すべきだろうというふうに考えております。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時10分再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 当初予算の説明資料の16ページで

す。環境に配慮した病虫害防除技術の調査研究及び防除対策等に要する経費についての詳細な説明をお願いします。

○安里修環境再生課長 お答えいたします。

環境配慮型による緑化木保全対策事業につきましては、沖縄の貴重な文化、観光資源である緑化木のデイゴ、ハウオウボクを病虫害被害から保全するため、薬剤の樹幹注入による防除対策を実施するほか、新たな防除技術の調査研究等を行い、環境に配慮した防除方法を確立するものであります。薬剤の樹幹注入による防除対策については市町村への補助事業となっており、令和2年度は19市町村での実施を予定しております。調査研究につきましては、環境負荷の少ない緑化木の病虫害対策の確立を目的に、委託業務によりデイゴの天敵昆虫の導入に向けた試験や、食用性害虫に対する薬剤の公開試験などを実施しております。

○玉城武光委員 今回の説明の中に、デイゴ等の病虫害の防除ということでの説明でしたけど、デイゴ以外にはそういう対策はないんですか。

○安里修環境再生課長 デイゴのほか、ハウオウボクを対象としております。

○玉城武光委員 ハウオウボク。

○安里修環境再生課長 赤い花が咲くもので、ちょっとこちらのほうにも見えるマメ科の夏頃に赤い花を咲かせるやつです。

○玉城武光委員 分かりました。

ぜひ病虫害の駆除に頑張ってください。

次に、先ほどフッ素化合物の実態調査を計上した予算について、照屋委員の質疑がありましたけど、16か所から調査エリアを増やすということで、三十何か所でしたか。

○普天間朝好環境保全課長 この有機フッ素化合物環境中残留実態調査事業では、18地点に加えて36地点を追加して調査する予定です。

○玉城武光委員 この調査するエリアがですね、調査するところは36か所に増えたんですが、調査する地域のエリアも増えたのですか。

○普天間朝好環境保全課長 お答えします。

これまで環境部の調査で、普天間飛行場周辺と比謝川周辺の湧水などで、PFOS等の有機フッ素化合物が米国の環境保護庁の飲料水に関わる生涯健康勧告値、これはPFOSとPFOAで70ナノグラムパーリッター、これが計測されていることが確認されてきています。今回の有機フッ素化合物環境中残留実態調査事業では、これらの地点18地点、普天間

飛行場とか嘉手納の比謝川周辺のほかに、県内米軍施設周辺で新たに36地点を増やして、湧水や河川水のPFOS等を調査し、その残留実態を把握するというを考えております。この中で県内の全米軍施設の中で、泡消火剤使用の可能性を考慮しながら、関係する市町村と調整して調査地点を選定していきたいと考えています。

○玉城武光委員 調査地点は増えたんだけど、要するに調査するエリアは従来と変わらないということですか。

○普天間朝好環境保全課長 今、お話ししました県内の米軍施設全ての中から泡消火剤の使用の可能性を勘案して、調査地点これから選定していくという考えですので、エリアはこの県内の米軍施設全体を対象に、その中から泡消火剤の使用の可能性を勘案して場所を決めていくということです。

○玉城武光委員 この調査地点と同時にエリアも増えて調査するというは考えているということですね、分かりました。

それから、次の赤土等の流出防止海域モニタリング事業ですね。これ予算が増えているんですが、状況は改善されているのか、それともまだこの調査によって状況がどうなっているのか説明してください。

○普天間朝好環境保全課長 県では毎年、重点監視海域及び定点海域の計28海域で調査を実施しておりまして、この平成30年度の調査結果では、赤土等流出防止対策基本計画の基準年度、平成23年度と比較しますと悪化した海域というのはありません。変化のない海域が9海域、改善した海域は19海域となっております。全体的には改善傾向にあると思っております。変化のない海域としましては、今帰仁村の大井川河口、恩納村屋嘉田瀧原、うるま市の池見地先、うるま市石川川河口、石垣市の川平湾、石垣市の宮良湾、石垣市の野崎川河口、竹富町の与那良川河口、あと竹富町の嘉弥真水道となっております。こちらのほうが変化のない海域ということで残りの海域は改善ということであります。

○玉城武光委員 これ海域の改善されているところと、それから改善が見られないところいろいろ報告がありましたけど、これは元年度より2年度は予算的に増えていますよね。なぜ増やしたのかということを説明してください。

○普天間朝好環境保全課長 この赤土の流出防止対策の基本計画の中では、最終年度である令和3年度に最終評価を実施することとなっております。最終評価に必要な調査としまして、次年度、令和2年度

に陸域調査を従来の28海域から76海域に要監視海域を拡大して実施するため、予算として約2450万円の予算増額となっております。また併せまして調査経費の削減の検討と精度の向上、調査範囲の拡大等を図るために、次年度はドローンの使用とか、あとは人工衛星を活用した陸域調査を実施する予定となっております。

○玉城武光委員 これ令和3年度まで調査して結果を出すと。それで調査してどういう対策が必要かというところは環境部でやるんですか。

○普天間朝好環境保全課長 この赤土の流出対策につきましては、県の環境部のほうでモニタリングしているんですが、その対策につきましては、例えばこの流出防止対策の幹事会というのを年1回開いております。またこのワーキングチーム会議等で、農林水産部、土木建築部等関係部局と連携して対策に当たるということになっています。

○玉城武光委員 これ3年度が終わって、翌年度からの対策は、農林水産部とか、いろんな河川もありますよね、そういうところの全庁的に対策を行うということで理解していいですか。

○普天間朝好環境保全課長 今現在も環境部のほうと農林水産部、あと土木建築部が連携して対応に当たっているということでございます。

○玉城武光委員 頑張ってください。

次に、離島廃棄物適正処理促進事業も予算が前年度より増えてきている。それ調査して分析をして検討する経費が増えた。その分析検討というのはどういう形でやるんですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 県は平成29年度から離島廃棄物適正処理促進事業を実施しており、その中で離島市町村の廃棄物担当課長等で構成する離島廃棄物適正処理促進検討委員会を設置し、効率的な処理によるコスト削減、適正処理の促進に必要な方策を検討しているところでございます。その結果、検討結果を踏まえ、次年度は離島で処理困難となっている廃棄物を対象に、小型焼却炉の設置や分別による処理費用の削減を目的として、3町村でモデル事業を実施する予定としております。

○玉城武光委員 モデル事業とするというのは、次年度からやるということで、この3町村というのはどこの町村ですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 久米島町、多良間村、それから伊是名村の3町村です。

○玉城武光委員 それぞれの市町村でそのモデル事業を実証事業を行うということですね。

○比嘉尚哉環境整備課長 そうです。

○玉城武光委員 分かりました。

次に、そのページの動物収容・譲渡拠点施設整備事業。これ新規の事業となっているんですが、その概要をまず説明してください。

○比嘉貢自然保護課長 この動物収容・譲渡拠点施設整備事業につきましては、犬猫の殺処分ゼロから廃止に向けて、県の遊休施設を動物愛護管理センター譲渡推進棟へと改修して行って、令和4年度から本供用の開始を目指しているところであります。それで次年度は本格的な改修に向けて、基本設計、実施設計を行い、令和3年度に改修を行うということで令和2年度から新たな事業ということで求めているところであります。

○玉城武光委員 これは、次の動物救護事業とも関連するんですが、実施設計をやりますよね。実施設計して、施設を改修して、改修後には何頭収容する予定の設計概要になっているんですか。

○比嘉貢自然保護課長 今現在、仮供用という形で実際に犬、猫の飼養を行いながら、健康面にも配慮した飼養可能な上限について今検討しているところであります。令和2年度の本供用時には、現段階でありますけど、施設全体で犬40頭、猫40頭をおおよその目安というふうに考えているところです。

○玉城武光委員 この今答弁した40頭、40頭というのは1年間という意味ですか。

○比嘉貢自然保護課長 一応、大体そこで収容されてから、その後譲渡先に行きますので、大体12回転ぐらいするのかなという形で、大体40頭ずつが年間を通して12回転で進むということイメージしております。

○玉城武光委員 分かりました。

じゃあ次は、ヤンバル地域における軍用ヘリコプター、要するに高江の地域のことだと思うんですが、この騒音が野生生物に及ぼす影響の調査、検証に要するという事なんですが、騒音の実態をちょっと教えてください。

○普天間朝好環境保全課長 沖縄防衛局が行っている東村高江区牛道集落における航空機騒音測定結果によりますと、供用開始前の平成26年度の騒音発生回数は1474回でありましたが、平成27年2月のN4地区の先行供用開始以降は増加しております。平成30年度は7000回と供用開始前の約4.7倍となっております。また、夜間の騒音発生回数についても、平成26年度は194回でありましたが、平成30年度は1673回と約8.6倍に増加しております。県としまして

は引き続き北部訓練場周辺の航空機騒音による住民への生活環境への影響を注視していきたいと考えております。

○玉城武光委員 4.7倍に増えた。夜間はというか、早朝もないんですか。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、環境保全課長から夜間とは夜7時から朝7時までである旨の補足説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 この騒音回数が夜間から早朝まで含めて回数が増えている。それはその住民の健康に対する被害もあると思う、影響も。健康調査をやる予定はないんですか。

○普天間朝好環境保全課長 今お話しした騒音の激化、騒音の件についてなんです、苦情件数のほうは被害の実態ということで確認、調査しています。東村の受け付けた苦情件数でいきますと、平成24年が44回、平成25年が37回、一番多かったのが平成28年の119回となっておりまして、平成29年が33回、平成30年は2回ということで、苦情の件数としては減ってきている状況にあります。

○玉城武光委員 私は苦情じゃなくて、そういう騒音が実態的に増えてきて、そこに健康に及ぼす影響もあるんじゃないかと。低周波もありますよね。そういうことを、村民のほうから要望があったら県は実施する考えはないですか。

○棚原憲実環境部長 騒音による健康被害については、最も環境基準を超えていて、被害の大きいと思われる嘉手納飛行場周辺において、以前実施しております。平成7年から10年までにかけてですね。そのデータは今でも有効なんです、そのデータというのはほかの地域においてもこの音量でしたらこういう対比をして応用可能なと思いますし、現在、最もひどい騒音の激しい嘉手納町においては、特に夜間騒音による影響について、統計的な分析を、最新のWHOの欧州のデータを基にやっていきたい。そういう情報がほかの地域においても参考になっていくのかなと思っております。

○玉城武光委員 嘉手納のデータも応用して、そういう村民のほうから要望があれば、そういう騒音の測定。ぜひこれも実施していただきたいということを要望します。

最後に企業局を。今、企業局で上水道の管路の更新がありますよね。その更新に要する予算額とこの

更新が何年かかるかの説明をお願いします。

○上地安春配水管理課長 お答えします。

まず、予算についてですけれども、令和2年度につきましては、石川一上間送水管、倉敷一北谷送水管等の更新、耐震化を予定しておりまして、更新延長が約3.7キロメートル、費用は約26億円を計上しているところでございます。管路の更新につきましては、これまで継続的に行っているところでございますが、まず更新率という考え方について御説明いたしますけれども、管路の更新率というものが水道事業ガイドラインによりまして、管路の延長に対する更新された管路延長の割合を示すものというふうに定義されているところです。企業局が所有する水道管路の総延長が約690キロメートルに対して、平成30年度において更新された管路が約6.7キロメートルであり、更新率としましては約1%となっております。それで、管路の法定の耐用年数40年を耐用年数というふうに位置づけて考えれば、年に2.5%の更新が必要であるところですが、近年、一括交付金の減少等により、更新率も低下してきておりまして、平成30年度の更新率で試算した場合ですが、全ての管路を更新するには単純な計算で約100年かかるということになります。

○玉城武光委員 管路を更新するのに100年かかると言っている、これは予算的に大変な金額がかかるというのは分かりますが、企業局長、ぜひ一括交付金の増額も要求をして、その方針を早め早めに行えるように頑張ってください。

○金城武企業局長 もちろん一括交付金の増額ということで、我々も一緒に内閣府のほうにも意見交換等に参加しております、そういう意味で何とか増額を求めてきているんですが、現状はなかなか増額できてないという状況でございます。安定的に水を供給するという立場で考えますと、やはりしっかりとこの予算を確保して、管路のそういう老朽化等を防いで、あるいは耐震化をしっかりと進めて、安定供給に努めていきたいというふうに考えております。

○玉城武光委員 頑張ってください。それから環境保全もいろいろ頑張っていますから、引き続きまた頑張ってください。

○新垣清涼委員長 糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 まず、国立沖縄自然史博物館誘致事業について、予算書をいろいろ探すけど、予算の項目がないんですよ。これは年次的に、去る2月20日にもシンポジウムをやっているしこれは現年度のものだけど。そういう、待たなしの事業を次

々やると思うんですが、令和2年度でやる事業はどういったものを計画しておりますか。

○比嘉貢自然保護課長 今、委員がおっしゃったように、今年度、平成30年度の調査結果に基づきまして、8月から9月にかけての沖縄商工会議所連合会や経済同友会の協力依頼や説明会を開催した上で、去る1月に、初めて県主催という形でシンポジウムを開催し、普及啓発を行ったところでありまして。次年度につきましても、やはり引き続き国への要請や、県内の経済団体等への説明で、また機運醸成を図るためのシンポジウムを実施したいということで、そういった官民一体となった取組を次年度も引き続き取組ということで、今、予算措置しているところがあります。

○糸洲朝則委員 額は幾らですか。

○比嘉貢自然保護課長 令和2年度の予算として425万2000円を計上しております。主に委託料の326万3000円と旅費の80万7000円ということで、この旅費は目として自然保護費の中の自然環境保全費の中に入っているという状況になっております。

○糸洲朝則委員 皆さんのこの博物館のパンフレットとか冊子とか、非常に興味深く読ませていただきましたけど、よくできているんですね。沖縄がいかにこの国立自然史博物館に適しているかということに、いろんなものが挙げられますが、1つは世界自然遺産候補一いわゆる北部ヤンバルと西表、こういったところがビジターセンターともなると、来訪者に臨場感ある自然史体験を提供できます。結局、世界遺産登録との連動性というものがきちんと物語的にもう既に入れてあるわけです。そういったもの等に対する皆さん方のアピールとか、あるいはまた取組とか、そういったものをどうなさっていますか。

○棚原憲実環境部長 今、委員おっしゃったように、我々、自然遺産登録を契機に、こういう施設が必要だということも踏まえて、日本の施策の中でも生物多様性条約の中で、国は国際貢献をしないとけないという項目があります。その中で、国の定めた生物多様性国家戦略の中に我々ぜひ、こういう国際貢献の一環として、こういう施設必要ですよということで説明もしながら、そして、アジアにないということもアピールしながら、ぜひこういう施設が必要です、それをどうせ誘致するんだったら沖縄にぜひ誘致してほしいという形で説明してきているところです。

○糸洲朝則委員 おっしゃるとおり、例えば世界自然遺産登録事業の中で、そのシンポジウムとかある

いは、国頭村でガイド養成してと、こういった記事等もありますので、それだけに終わらせずに、今部長が言われるように、将来的には自然史博物館を誘致しましょうよということにつなげていただきたいんです。そうすることが、もっと明確な目標にもなるし、せっかくこれだけの事業をやるわけですから、やはりそう簡単にはいかないと思うんですが、その都度、関連づけてやっていくというふうにお願ひしたいと思います。

もう一点は、これはちょうど学会の先生方と意見交換をした折に、OIST、科学技術大学院大学のことを挙げておられたんですね。そことの連動、いわゆるこれが研究テーマとして、ある面で重なるのがあるかと思いつながら聞いていたんですが、そこら辺との連携というか、あるいはまた、取組方というか、そういったものも今やっていますか。科学技術大学院大学、OISTとの関連で。

○棚原憲実環境部長 これにつきましては、この自然史博物館は単なる博物館ではなくて、博物館を持った研究施設という位置づけです。その研究成果を県民、国民に広くアピールするのが博物館という位置づけなので、主体となるのは、大きな柱となるのは、研究施設だということがあります。そういう意味では、学会の先生方から、OISTですとか琉球大学ですとか名桜大学とか、沖縄県にはいろんな大学もあって、自然が非常に豊富で、そういう意味では非常に材料もたくさんあって、研究施設としても非常に魅力あるものができるというお話をいただいていますので、そういう面からも我々はアピールしていきたいと考えています。

○糸洲朝則委員 この皆さんの冊子の中にも今まで言われた展示棟、標本棟、研究棟、そしてゲストハウス、いろんな施設があるんですね。だから、僕、前も言ったかと思うんですが、例えば研究棟はOISTと連動してやるために、あの近くに置いてもいいんじゃないかと。あるいは展示棟は集客能力がある浦添、那覇とかね。そういう分散して、全県下で、当然、分館というのも出てきますから。県内の分館、宮古、八重山、あるいは東南アジアにという、そういうもう今の時代、もうネットワークで結べる時代ですから、そういった構想を持っておられるかなと。そうあってほしいなという思いで聞いておるんですが、どんなですか。

○棚原憲実環境部長 委員が今おっしゃったのが、我々の求めているというか、あるべき姿かなと思っています。その学会の先生たちがおっしゃって

いるのは、沖縄まるごと博物館というお言葉をよくやっていて、例えば離島も含めてサテライトも配置して、研究施設も分散化したり、そういう全体で盛り上がるというか、研究できるような施設が望ましいかなと思っています。

○糸洲朝則委員 だからそういう意味では、もっと幅広く発信をしていく。県全体が自然史博物館何なんだという観点から行けば、例えば小・中・高校の授業の中に、そういう自然科学、あるいは自然史的なものの要素をきちんと特別に入れていくということ等も今後考えられたらどうですか。

○棚原憲実環境部長 ぜひ取り組んでいきたいと思えます。

○糸洲朝則委員 それと1月20日のシンポジウム、私は残念ながら行けなかったのですが、もしこれについての概要だけでも御説明いただければありがたいんですが。

○比嘉貢自然保護課長 1月20日に、那覇市のぶんかテンプス館のテンプスホールのほうで開催させていただきました。経済界をはじめ大学関係者等呼びかけたところで約160名近く参加があったと思います。シンポジウムの内容として、2部構成にしておりまして、最初にまず基調講演として設立準備にかかっている岸本先生から、国立沖縄自然史博物館の設立に向けてという形での基調講演がありました。2点目として、同じく基調講演で、これは北海道大学の総合博物館の副館長であります小林先生に、日本の竜神ということでカムイサウルスという恐竜の最新研究をやっておりますので、その取組について先生から御説明いただき、その後、沖縄美ら海水族館の佐藤副館長より、沖縄美ら海水族館の動物研究と社会還元ということで、こういった取組について第1部のほうで講演させていただきました。その後、第2部でパネルディスカッションのほうを、西田琉球大学学長をコーディネーターとして、今回の自然史博物館の設立準備委員会のメンバーに、先ほどお伝えしました基調講演していただいた小林先生のほか、あと経済界から安里那覇空港ビルディング代表取締役社長、あと瀧辺沖縄経済同友会代表幹事、あと企業の代表者として呉屋由希乃ジーエルイー合同会社代表者等を交えながら、自然史博物館の取組に向けて意見交換をさせていただいたところでもあります。

○糸洲朝則委員 これ、シンポジウムのほうは映像で残していますか。もったいないな。

○比嘉貢自然保護課長 ちょっと確認いたしますが、

記録等は業者のほうに委託して取っていますので、ちょっと映像のほうはすみません、確認したいと思えます。

○糸洲朝則委員 これはぜひ映像を残していただいて、例えば民放で鹿児島島の奄美の放送があったり、ヤンバルの放送があったりするんですよ、世界遺産登録に向けてのね。そういう形で県民に国民に訴えていくというのが大事で、だから映像を取っておいて、その局と交渉をして、これ番組で取り扱ってくださいとかね、そういった創意工夫が欲しかったんですが、今後のためもあるので、だから予算が少ないというんですよ。どうですか、今後。せっかく取り組むんですから、いろんなチャンネルを使って。**○比嘉貢自然保護課長** 委員、御指摘どうもありがとうございます。やはりこの、やっぱり今後誘致に向けて、しっかりと沖縄県としてPRしていく必要があると思えますので、今委員の御提言のありました内容も含めて、次年度の中で取り組まさせていただきますと思っています。

○糸洲朝則委員 それと、これは国立自然史博物館だから、やっぱり国のプロジェクトなんですよ。しかも四、五百億という膨大な予算を使うだけに、私、マスコミや国への働きかけだったり、あるいはどこの省庁が所管するのか、そこはまだ決まっていないでしょう。どうなんですか。

○比嘉貢自然保護課長 まだ具体的に国において、この内容についてまだ議論されておりませんで、所管先というのはまだ決まっていない状況であります。

○糸洲朝則委員 だからこれは県議会でも各会派が取り上げておりますからね、国立ということを考えたら、県選出の国会議員もたくさんおられるわけだから、そこへの働きかけとか、あるいはまた議員連盟をつくって、そこに当然、全国的に認知されなければ、なかなかこの事業はうまくいかんと思うんです。これは我々ももちろん政党の側も鋭意取り組んでいきますが、行政側のほうからも働きかけをするとか、そういったこと等も一前もこれは提言したんですが、やったほうがいいんじゃないかと思えますが、やっていますか。

○棚原憲実環境部長 各会派の国会議員にも御説明とかはしていますが、委員おっしゃるように、さらに取組強化する意味では議員の皆さんと、マスコミ関係ももっとアピールするよという指摘を受けていますし、経済界も一緒になってさらに取組を強化していきたいなと思っていますので、各方面から意見いただきながら、アドバイスをいただきながら、

こういう方法がありましたらという提案もぜひ受けて進めていきたいなと思っていますので、よろしくお願いたします。

○糸洲朝則委員 この学術的な観点から行くと、文科省あたりかなと思うんですが、いろいろ聞いていると文科省ではどうしても予算が少ないというので、なかなかこういった大型プロジェクトがやりにくいところがあるやに、そういったこと等も聞いております。そこら辺も考えたら、多分、内閣府あたりが予算確保をして文科省ともやり取りをするとか、そういったこと等も研究しないといかんと思うんです。いかがですか、文科省だけでは多分、やりきれない部分があるかと思います。

○棚原憲実環境部長 恐らく、文科省に説明しても、先ほど課長から説明ありましたようにまだ取組も何もない状況ですので、内閣府も含めてきちんと説明して、次期振計にもしっかりこれを位置づけて、強く要求していきたいなと考えています。

○糸洲朝則委員 だからもう今は、内閣府に頑張ってもらって、予算をきちんと獲得して、そして文科省と一ノウハウは文科省が持っていますから、学会の先生方がおられますからね、そこら辺とのタイアップをお願いしたいと思います。うちも今、部長の答弁の中で、次期振計に位置づけると言われましたので、これはぜひやっていただきたいと思います。

この冊子の中に、SDGsという言葉が2か所出てくるんです。自然史博物館を誘致していくこの作業の中で、あるいはそれを設置していく中で、SDGsとの関連性というのが、すごくうたわられています。これは、特に環境部のものはどの項目を見ても、このパネルにも出てくるように、SDGsのどの部分なんだというのが明確に示されていることなんです。だから、このSDGsを推進する意味でも、自然史博物館というのは大事ですよというこの視点も大事かなと思います。いかがですか。

○棚原憲実環境部長 その辺もしっかり意識して取り組んでいきたいと思っています。非常に大事なことだと思っています。

○糸洲朝則委員 これも多分次の振計に、知事はその都度、振計も含めて全ての施策にSDGsを絡めていく。これはみんな絡んでくるんです。環境部だけじゃなくて、ほかの部局もね。そういう面からすると、このSDGsの目標を達成するためにも、自然史博物館という大きなプロジェクトを前面に立ててやっていくということも、非常に面白いんじゃない

いかなど。あるいは有効じゃないかなと思いますので、その辺についての部長の考え方を聞いて終わります。

○棚原憲実環境部長 心強いアドバイス本当にありがとうございます。我々これ、将来の子供たちに非常に夢のあるものだし、研究の発展という学術的にも非常に魅力あるものですので、沖縄の将来のためにぜひ実現できるように、取り組んでいけたらなと思っています。

○糸洲朝則委員 よろしくお願いたします。

ありがとうございます。

○新垣清涼委員長 山内末子委員。

○山内末子委員 お願いたします。

企業局の座間味浄水場の件からお願いたします。この比較表、大変分かりやすく、これまでの調査の全容が示されていて、それぞれに長所があって、短所があってということで、そういう意味では安全性や、あるいは経費、予算、そして住民の合意形成ですとか、いろんな問題等がある中で、だんだんと私は企業局のほうではある意味絞り込みはできてきているんじゃないかというふうに思いますけれど、その中で、これまでの答弁を聞いていますと、どうしても村側の意見や、あるいは住民側の意見との合意形成がまだできていない状況の中で、その判断が今もうちうちよしているような時期かなというふうに思っていますけれど、その辺の感覚についてお聞かせください。

○金城武企業局長 これまで今年に入ってから村といろいろ、当然これも村のいろいろ御協力がないと前に進められない部分もございますので、話し合ってきております。今、村の意見はやはり当初予定地が最適ということは変わりはないですが、高台の候補地の中では、既存浄水場用地を活用した、これですと1の①、これについてが最もよいということは村も我々も共通認識でございます。そういうことで、それを確認した上で、住民説明会においては我々としてはここも含めて、選択肢として、建設可能だというふうに我々考えていますので、それも含めて長所、短所を住民の皆様には説明して行って、その辺の住民説明会を踏まえて、改めて村と協議をしていくということを村側と確認をしているところでございます。

○山内末子委員 ちょっと時間がかかっていますよね。それについてはやっぱり小さな村だけに、やはり住民の皆さんの意見の集約というのはとても難しいところもあったり、いろんな状況が今回この

座間味の件では出てきていますので、そういう意味では村と住民が十分、本当にこれがまだ足りないんじゃないかと。この辺はもう企業局の関知、関与するところでもないんですけど、やはりそこは指導性を持った中で、これタイムリミットが出てきているんじゃないかというふうに思うんですよ。それは何かというと、現在の水質の問題。現状として、今の座間味村の水質の問題というのは、やはりこれ、今の現施設のタイムリミットというのが出てきていると思いますが、その辺の状況についてお聞かせください。

○大城彰建設課長 確かに委員のおっしゃるとおり、現在の座間味村の水道における懸念されるものというのはいろいろありまして、先ほど申し上げた水質についてもそうですし、あと、安定的な水を供給するというところでも、いろいろと村としては一生懸命頑張っているんですけども、やはり渇水になったりする状況もありますので、当局としてはできるだけ早く村との調整を進めて住民説明会を開く中で、早急に建設候補地を選定いたしまして浄水場建設を進めてまいりたいなというふうに考えております。

○山内末子委員 やはり先ほどからありますけれど、飲み水というのは本当に命に関わる場所ですので、でもとにかく現在の状況を打破していくには、スピード性を持った形での住民合意形成、村内での合意形成も企業局のほうでも頑張っていたらいいと思いますし、その判断をするときに、皆さんが判断をするのか、決断をするのは知事が決断をするのか、この辺はどのような、皆さんと知事との関係性、決断をどうするのかというところの企業局長のお考えをお示しください。

○金城武企業局長 地方公営企業法において、事業執行に関することにつきましては、一応、企業局長の権限になっております。そういう意味では、一応はもちろんいろんな形で知事等に我々も定期的に報告もしておりますので、その辺は助言等もあろうかと思っておりますので、そういうのを踏まえながら、最終的にはやはり企業局としての、基本は政治的な判断云々というより、やっぱり技術的な部分でどういうふうに判断していくかというところが大きいと思っておりますので、そういう意味で企業局のほうでその辺の最終的な判断は行う必要があるのかなというふうに考えております。

○山内末子委員 局長の責任が大変重いということでは頑張って。やはり本当にそういう意味では、今回は住民からのピーチ側のことに対しての反対意見

から始まりまして、それでも企業局のほうもしっかりとそれに応えて、こういった形で調査もして、いろんな形で応えるべく作業を進めておりますので、そこはしっかりと自信を持ってやっていただきたいし、そこにはやはりまた村と村長、村民の皆さんたちの合意形成というのは欠かせないところですので、その辺のところをもっと丁寧に、しっかりとやっていただければいい事業ができると思っていますので、ぜひそこ自信を持って頑張っていたらいいと思います。

続けて、PFOSの問題で、先ほど来ちょっとありましたけど、アメリカでは環境保護局が、今年そのPFOSの問題については相当力を入れて、今予算も立てて、いろんな形で州ごとにも違う状況にもなっております。ある州によっては13とか14とかという厳しい数値を出して頑張っているところもあるんですけど、なかなか日本は一世界的にもまだそうですけど、日本はそういう意味でようやく進められたという状況の中で、50ナノグラムということで出ているんですけど、これに甘んじていると、私はちょっと怖いかなというふうに思っています。アメリカのほうで、今さっき言ったように、相当厳しい数値を出していく中、これからもっと厳しい数値が出てくるかと思っておりますので、そういう意味では企業局のこれからのその体制として、どのような形でこの問題に対して対処していくのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○上地安春配水管理課長 委員おっしゃるように、先ほど国において、暫定目標値という形で50ナノグラムパーリッターという数値が提案されてきたところがございます。今後、様々な審議を経てこの目標値が設定されていくことになるとは思いますが、我々としましてもこの間、USEPAの70という数値を参考にして管理してきたというところと、今回50という数値につきましても、そういった数値の管理を意識しまして、ただ50をクリアすればいいということではなくて、今後さらなる提言、現在も行っているところですけども、比較的水質の選択肢を広げて優先度を決めながら取水をすることによってPFOSの低減を図っていったり、あと今後、活性炭の取替えとか様々なことを検討していきながら、なるべくできるだけ提言していくというような取組を図っていきたいというふうに考えております。

○山内末子委員 ごめんなさい、活性炭の予算は、対策費は次年度は幾らになっていきますか。

○上地安春配水管理課長 令和2年度のPFOS等

に対応するための予算として幾つかございまして、まず北谷浄水場の活性炭設備改良事業に係る実施設計の調査費としまして2600万。活性炭の取替えに係る工事請負費としまして、約3億1000万円を計上しているところでございます。それ以外のPFOS関連の予算としましては、嘉手納基地内の立入調査も求めているところですが、立入調査が実現した際に、その汚染源を特定するための土壌調査であったり、水質調査に係る費用としまして2050万円を計上しております。

その他のPFOS等関連の予算としましては、先ほども様々なことを検討していきたいというお話をしたところですが、嘉手納井戸群の原水のPFOSの低減対策に係る除去効果の検証という位置づけで、約2200万円を計上しているところでございます。

○山内末子委員 今回かなり大きな対策費をつけていますので、住民にとってはやっぱりその予算がつくということは安心につながっていくとは思いますが、ただやっぱりその住民の中からまだまだ懸念する声があって、その数値の高い取水地からの取水をやめて、例えばヤンバルのほうからとかというような声は今大きくなっているんですけど、その辺の実現性についてというんですかね。そういうことについてはどのように今考えているのでしょうか。

○上地安春配水管理課長 中部河川からの取水については、この間、住民の方からも様々な御意見もいただいているところであります。これまでも回答しているところですが、まず比謝川、長田川、天願川及び嘉手納井戸群からの平成30年度の1日当たりの平均取水量は約6万立方メートルでありまして、北谷浄水場の40%を占めていることから、これらの水源からの取水を停止した場合、安定給水に支障を来すおそれがございます。濁水となりまして断水等の制限給水に至った場合は、県民生活や産業活動に与える影響は大きなものとなるというふうに考えております。先ほど来申し上げておりますとおり、令和元年につきましては、水事情が良好であったことから、例えば6月から10月までの期限については、ほかの水源を優先的に活用しておりまして、比謝川からの取水は合計で1日3万2000立方メートル、先ほどの平成30年度の6万立方メートルに対して半分程度に抑えているというような、そういった工夫、取組等もやっているところがございます。

○山内末子委員 いろいろと皆さんが努力していることは重々分かっているんですけど、やはりその

状況的にはあまりいい状況ではないという数値がどんどん出てきて、今、また環境部のほうで調査が始まれば、その時点でのまた大きな数値が出てくると、かなり県民の皆さんたちも心配というのが大きくなるかなというふうに思っています。そういう意味では、情報をしっかりと提供しながら、どういう状況にも対応できる、その体制をぜひしっかりと皆さんのほうでも確保していきながら、県民に対して安心・安全な水の供給ということをぜひ示していただきたい。その件については局長、その決意をよろしくお願いいたします。

○金城武企業局長 今回、新たな目標値ということで、逐次、検討会のほうで50ナノグラムということで数値が示されておりますけど、先ほど課長からありましたように、そういう50ナノグラムをクリアすればいいということではなくて、やはり今たくさんの方からいろんな要請等、心配といいますか安全性でいろんな我々に対する要請がございまして、しっかりそれを受け止めて、我々が今取れるいろんなソフト、ハード含めて低減化を図って、安全確保に向けてしっかりと取り組んでいきたいなと思っております。

○山内末子委員 よろしく申し上げます。

環境部長、よろしく申し上げます。まず、基地公害対策費、その概要についてお聞かせください。

○普天間朝好環境保全課長 基地公害対策費につきましては、事業のほうで基地排水の水質等監視調査、基地排水等監視調査費ということで、これは国庫事業、委託事業が入っています。あと基地内の排水、また公共用水及び地下水調査、あと検体につきましては、基地周辺の公共用水基、地下水、底質魚類、ダイオキシン類の調査を行います。そのほかに、米軍基地の騒音監視事業費、あと米軍航空機の騒音監視事業費が事業内容となっております。

○山内末子委員 騒音についてですけど、先ほど、高江の騒音のこともありましたけど、今、本当に全体的に騒音がひどくなっているということがあります。その調査のエリアについては、普天間基地、嘉手納基地、あとほかにもありますか。この3年以内の騒音の実態、その変化、推移についてお聞かせください。持っていればいいですよ。

○普天間朝好環境保全課長 直近の平成30年度でお答えしたいと思います。

県と関係市町村が実施した平成30年度の航空機の騒音の測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺では21測定局中8局、また、普天間飛行場周辺では15

局中2局で環境基準値を超過しています。また、令和元年5月には、外来機F35Bの飛来により、県に記録が残る平成10年度以降、最も高い124.5デシベルの騒音が観測されています。両飛行場においては、常駐機の訓練に加え、外来機の度重なる飛来により騒音が激化している状況にあると考えています。

今年度、また県では航空機騒音の発生源となっている機種判別や各騒音測定地点周辺における飛行状況などの実態把握のため、嘉手納飛行場周辺の5地点と普天間飛行場周辺3地点に自動監視撮影カメラを設置する事業を進めております。これによりまして得られた客観的なデータを基に、米軍等関係機関に対し、航空機騒音の軽減について、より効果的に求めていきたいと考えています。

○山内末子委員 これは日中、夜間含めてのことですか。

○普天間朝好環境保全課長 今のカメラのほうは性能がいいものをとということをやっているんですが、実際のところどの程度まで映せるかというのはなかなか今、お答えは難しいんですが、ある程度、暗くなっても対応できるようなカメラを今、設置するように考えています。

○山内末子委員 中部地区では本当に今、相当な外来機による騒音被害がひどくなっているという状況がありまして、その辺のところはしっかりと調査をしながら、それを基にしながらその対策について対策費を求めていく。その騒音、もちろん飛行の中止、あるいは夜間の中止、そういうことをしっかり遵守させるという、そのことについては環境部からこのデータを基に防衛局、あるいは国のほうに環境部独自で、そういったことで求めていくというような作業はこれまでもやっていますでしょうか。

○普天間朝好環境保全課長 環境部のほうでは毎年、航空機騒音の想定結果を取りまとめました後に、例年9月頃、知事公室と一緒に関係機関、米軍、沖縄防衛局、あと外務省沖縄事務所等の関係機関に県として要請に伺っているところです。

○山内末子委員 ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、産業廃棄物対策費についても概要からお願いいたします。

○比嘉尚哉環境整備課長 事業概要としましては、産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事業所に立入り、監視指導を行うほか、産業廃棄物の再生利用、減量化を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としております。令和2年度の主な事業として

は、西原町内においてコンテナ内に放置された廃棄物の代執行による処理や、沖縄市北部地区の最終処分場問題の対応策の検討を行う業務となっております。

○山内末子委員 沖縄市の倉敷環境ですね、ごみ山の件ですけど、これは今、どのような状況になっていきますか。

○比嘉尚哉環境整備課長 株式会社倉敷環境が沖縄市北部地区において不適正に積み上げた廃棄物、いわゆるごみ山の改善作業については平成29年11月の産業廃棄物処理業等の許可取消し後、停止しております。現在、同社から後継会社の協力を得て、事業継続性を考慮に入れた上で、15年でごみ山を改善する計画が示されており、県としては、地元自治会や市、事業者で構成する7者協議会の場で調整しております。地元自治会等の大筋の意見としては、15年計画はやむを得ないが、実行可能な計画を策定して、業者に改善作業を進めてもらいたいというものであります。県としては改善計画の進捗管理を適正に行うとともに、可能な限り早期に改善するよう業者を指導してまいりたいと考えております。

○山内末子委員 その周辺のヒ素でしたか、そういった環境調査について、その当時と今の現状について比較の件でお願いいたします。なければいいですよ。数字はいいです。

○棚原憲実環境部長 年に2回、周辺地域の井戸等の調査、農業用水地の調査をやっております。今の現状からすると、ほぼ横ばいの状況が続いているという状況です。

○山内末子委員 もう、地域からすると、やはり高度な、大変高濃度な数値が出ていましたので、そのまま横ばいというのはやっぱり厳しいと思います。その地域の皆さんたちからすると、もう少しスピードアップをした環境改善について頑張っていただきたいなというふうに思います。よろしく願いします。

その件で、うるま市石川のほうに最終処分場を許可していますが、その辺のいきさつについて、今の現状等、お聞かせください。

○比嘉尚哉環境整備課長 うるま市石川の産業廃棄物管理型処分場については、株式会社倉敷より平成29年12月27日に一般廃棄物、産業廃棄物最終処分場に係る新規設置許可申請が提出されました。県では地域住民や専門家の意見を聞いて厳正に審査を行い、同社が必要な修正をした上で、令和元年10月16日付で許可しております。

○山内末子委員 この地域は住宅街の真ん中にありまして、見えない部分ではあるんですけど、水質の問題やしつかりと対応はするとは思うんですけど、そういった処分場というのはどうしても心配なところが出てきます。特に水の問題、そこはしっかりと業者のほうにも指導をしていただきながら、監視もしっかりとしていただきながら、住民の皆さんたちに影響のないような形での建設をぜひお願いしたいと思います。部長、よろしくお願ひいたします。

○棚原憲実環境部長 先ほど、課長から説明がありました設置許可に当たっては、専門家の先生から構造的な問題ですとか、水処理の問題ですとか、そういうものを十分、専門的な意見を聞いた上で、事業者に対して指導をしてまいりました。それを改善した上で、許可を下ろしたという経緯もありますので、事業者については廃棄物処理法に基づいて排水処理の検査ですとかそういう義務がありますので、我々としてはしっかりとそういうものを確認しながら監視していきたいと考えております。

○山内末子委員 そうは言っても、前身がやっぱり厳しい対応をしていただけない、不安がありますので、そこをしっかりとよろしくお願ひいたします。

○新垣清涼委員長 具志堅透委員。

○具志堅透委員 まず企業局から、先ほど、玉城委員とのやり取りの中で、一括交付金の減額によって云々というのがございました。局長、当初予算編成に当たって、いわゆる一括交付金の中でのハード、ソフトがあると思うんですが、その減額した額というのかな、どの程度あるのか、これ説明できますか。

○上地安春配水管理課長 企業局では、アセットマネジメントの手法を用いた施設整備計画を策定しておりまして、老朽化した水道施設の計画的な更新、耐震化等を進めているところでございます。その手法を用いた沖縄本島における施設整備費用としましては、平成23年度から令和7年度までの15年間で、合計で2025億円、年間にしますと毎年135億円が必要というふうに試算しているところでございます。それに対して、直近5年間、平成27年度から令和元年度の沖縄本島側の事業費としましては、平均で109億円となっております。所要の額を確保できていないという状況にあります。企業局としましては、こういった中で、施設の適切な維持管理であったり長寿命化を図りつつ、状況を勘案しながら優先度の高い施設から更新を実施していくところでありまして、今後も事業費の確保を図るとともに効率的な事業費

の活用を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○具志堅透委員 これ、遡って5年以前から、26億の減額になっていると。26億というのはかなり大きな額だと思っているんですが、それによって、その事業への影響というのは、先ほどの管路の布設替え云々の話があったんですが、その他含めて少し影響が出ている部分を説明してもらえますか。

○上地安春配水管理課長 先ほどの答弁でもいたしましたとおり、管路の更新については更新率が低下しているところであったり、あるいは北谷の改良事業等でも若干遅れが生じているというところでございます。

○具志堅透委員 次にいきます。

水道広域化についてですが、先ほど座間味村、ちょっとダブらないようにしたいと思うんですが、近々、住民説明会をする、5案を皆さん出しながらするというような予定になっているようですが、先ほどのやり取りの中で、環境省とのやり取りですね、環境省からの了解が得られるかみたいなのところかなりウエートを占めるんだろうと思っているんですね。その中で、そこからの、何というかな、今、そこは内容調整、資料提供をして内容の説明をしているところですよという答弁があったんですが、そこからの理解というのが、許可が下りる状況になっているんですか。そのほうが先じゃないかと思うんですけど。

○大城彰建設課長 実際、環境省の許可につきましては、高台候補が決まった段階で、そこに建設をしますということで詳細設計を入れるんですけど、その詳細設計に基づいて許可申請を環境省のほうに提出した上で、許可を得るという段取りの中では、今の段階では許可を得られるかという判断はできていない状況にあります。

○具志堅透委員 行政手続上、詳細設計をしないと環境省としても内容が分からないだろうと。しかし、今、現時点で、いろいろ向こうの資料要求に対して応えていると。これは蓋を開けてみたら許可を得られませんでしたとなると、これはまた、行政の無駄遣いとか、あるいは村民、島民の合意形成に対してかなりの影響があるような気がするんですね。ですから、その前に感触というのかな、その辺のところ探りを入れて、ここだったらいけるよということもある程度、絞らないと、この5案から絞っていけないんじゃないかというふうな思いがするんで、これは素人考えかもしれませんが。その辺のところどう

なんですか。

○金城武企業局長 先ほど課長からありましたように、正式な許可申請というのは当然、実施設計ができて、工事着手する直前に資料提出の許可を得るといのが手続上です。その前段としては随時、いろんな環境省から注文がついてきて、これに対して資料要求等があって、これを随時、説明していると。ただ、今、まだ、どこということがはっきり決めてない状況の中ではそれは見えないのですが、今、我々が村と共通認識を持っているのが、既存の浄水場の大部分を活用する案が高台としては最有力だと。村もそういうふうに認識はしていただいているので、そこはどちらかという、内容的に見ますと、既存浄水場の改築に近い案になっているというのが現状でございますので、そういう意味では、我々はまだ環境省のほうとはっきり許可を得られる、得られないは言えないんですけど、そういう意味では、可能性は、我々としてはそういうふうに考えているということでございます。

○具志堅透委員 そこまで持っていればいいと思います。これ以上はまた詳しくは言えないだろうと思うんでね。

そこで、その広域化の進捗というか、これもう多分、沖縄振興計画の切れる年度までの予算というような、前の議会か何かで話していたと思うんで、その辺の進捗というか、これ間に合うような事業になっているのかどうか。座間味に限らず全体ですよ。

○大城彰建設課長 広域化につきましては、今、座間味のほうですね、いろいろなそういう問題がありまして遅れているところなんですけれども、ほかの各島の進捗状況につきましては、先ほど申し上げたように、粟国村は供用開始をしていて、北大東村についても今年度末には一応供用開始を行うと。そして、2年度につきましては、座間味の阿嘉、南大東、渡名喜村と。そして令和3年度につきましては、伊是名村、伊平屋村が供用開始を予定しています。そして、令和4年度が渡嘉敷村。そして、5年度以降が今問題になっている座間味村の座間味地区ということで、その辺、全体的な事業の進捗につきましても、やはりいろいろ広域化のこの離島における厳しい状況の中で、結構、契約する際も、不調・不落があったり、あと建築資材等が全国的に不足なところがございまして、なかなかそれが入手できないで遅れるとか。当然、離島ですので船の搬出になります。もし、台風等の天候不良があれば船が行けない、資材を積んでいる船が島まで行けないとかということ

で、やはりどうしても本島に比べて遅れる要素を持っているということです。

全体的にも今、進捗としては遅れているところではございますが、我々、目標として33年度供用開始を目指して頑張ってきた中で、できれば今、先ほど座間味の問題とかいろいろあって、全部が全部は一応、目標どおりにはいかないんですけども、できることを今、進捗している工事につきましても、目標どおり33年までにできるように頑張っていきたいというふうに考えております。

○具志堅透委員 33年というのは平成ですか。

○大城彰建設課長 令和3年の間違いです。すみません。

○具志堅透委員 先ほど課長、離島であるがゆえの遅れだとかいろいろ言って説明している。確かにそれはあるだろうと。これは想定内の中で、今、土木を含めて不調・不落等々の問題もあるし、それは想定内のものだろうと思います。令和3年供用開始が当初計画であると。そこからいくと、どの程度の遅れを想定しているのか、それは予算の裏づけは可能なのかどうかという部分までお願いします。

○大城彰建設課長 実際に先ほどの座間味は5年以降、そして渡嘉敷につきましても4年度ということで、この村につきましても目標どおりは難しいなことなんなんですけれども、それ以外の村につきましても目標の令和3年度でできるだけ頑張ってやっていきたいなど。予算につきましても、いろいろ厳しい面はあるんですけども、それについてはそれ以外の本島事業の進捗も見ながら、できるだけ離島の事業費が確保できて、実際に計画どおりに進捗できるような形で一応工夫してまいりたいというふうに考えております。

○具志堅透委員 少し気になるのが、前の議会だったか、その前だったか、局長の説明の中で、一括交付金を活用してその制度があるうちにやらなきゃいけないというふうな答弁があったやに記憶しているんですけど、それは間違いですか。そうじゃなくて、それが切れた以降でも予算は大丈夫だということではないんですか。そういったことをちょっと聞いています。

○金城武企業局長 前に私が説明した中では、特に、令和3年度以降、沖振法が期限を迎えて、その後には延びた場合はどうするんですかということについては、やっぱり企業局としては広域化というのは必要だということで、最大限この財源確保に努めていきたいという答弁した記憶がございまして。御指摘のよ

うにハード交付金が令和3年度までの期限となっていて、やがてこの広域化というのは必要だという考えを持っていますので、このハード交付金の引き続きの高率補助を含めて、これは当然、我々もこれまで関係部局と一緒に、沖縄の水道の置かれている厳しい特殊事情がございます。南北、北部から南部まで引いてくる、水道施設が多いとか、非常に特殊な事情がございますので、その辺の説明を以前から企画部を通して沖縄県の水道の置かれている現状を説明しながら、何とかこの高率補助維持できるように引き続き取り組んでいく中で、この財源の確保に努めていきたいということがございます。

○具志堅透委員 局長はじめ現場のほうがしっかりと予算要求を含め、資料作成しながらやっているんだろうと。それ以上は局長の立場というよりは県知事の立場なんだろうと思っております。これも要調査で上げたいなと思います。

次に、その管路の布設替えの件、先ほどの説明で出てこなかったんですけど、皆さんの事業概要の資料を見ると本部一伊江間の事業が事業実施中ということになっているんですが、その辺の進捗はどうなっていますか。これも予算との兼ね合いで止まっているのか、あるいは何年度までの事業なのか。これ多分、急ぎやらなきゃ、かなり老朽化が激しく進んでいるような感があるんですが、それはどうですか。

○大城彰建設課長 伊江一本部村の送水管についての施設整備の件なんですけれども、この事業につきましては、今年度、調査設計を継続してやっているところでありまして、次年度以降、本格的な工事を着手する予定となっております。令和2年度から工事を行う予定となっております。

○具志堅透委員 その緊急性というか、その耐用年数等々含めて、そういった説明をちょっとやってもらえませんか。技術的な部分も含めて。

○上地安春配水管理課長 ただいまお話がありました、伊江村、伊江島への海底送水管は、名護浄水場で処理された水道水を伊江村に供給するために、昭和50年から51年にかけて整備されたものでございます。建設後、約40年が経過し、法定耐用年数を迎えている状況でございます。送水管の現状については、把握のための調査を行っているところでございまして、老朽化は見られるものの、腐食防止被膜や電気防食を施していることから、現在までのところ、あと当面は補修等で対応できるというふうに考えております。更新については、先ほど建設課長からあり

ましたとおり、令和2年度から工事を行う予定で、令和4年度までの事業の予定となっております。

○具志堅透委員 令和2年度から予定ということですが、予定どおり先ほどの一括交付金の減額云々からいってかなり厳しい予算編成になるんだろうと思うんですが、それは2年度から確実に実施するということの理解でいいですか。

○上地安春配水管理課長 今回の令和2年度の予算にも計上されておりまして、予定どおり進めていきたいと考えております。

○具志堅透委員 次に、環境部に行きたいと思いません。環境のほうでも、一括交付金の減額による影響があるんだろうと思っておりまして、歳出からいくとこれは当初予算の説明資料からいくと、その8億7000万の減額となっていると。その要因が冒頭、部長の説明があったように、育樹祭と公共関与事業が終了した。それでもなお足りない減額分があるので、その辺の主な事業というのを説明してもらえませんか。

○長濱広明環境政策課長 令和2年度の環境部の当初予算額は29億7584万9000円で、令和元年度当初予算額38億4586万4000円と比較しますと、8億7001万5000円、率にして22.6%の減となっております。

令和元年度は第43回全国育樹祭の開催年度であったことから、事業終了に伴い開催事業費2億8935万5000円が減となったことや、公共関与事業推進費において、産業廃棄物管理型最終処分場の整備完了に伴い1億2419万1000円が減となったほか、世界自然遺産登録推進事業で、令和2年度予算額2億2781万4000円を計上し今年度で終了する取組もあることなどから、対前年度比1億88万6000円の減。低炭素社会実現に向けた地球温暖化防止対策等事業で、令和2年度予算額4070万6000円、対前年度比で8650万4000円の減となっております。

一方で、令和2年度新規事業として、動物収容・譲渡拠点施設整備事業や有機フッ素化合物環境中残留実態調査事業など、4事業4833万7000円を計上しているほか、さらに拡充した事業として離島廃棄物適正処理促進事業において952万9000円増の4172万9000円、自然公園施設整備事業費において3813万5000円増の4118万9000円を予算措置しております。

全国育樹祭等の事業の終了や、継続事業の事業の実施内容によって増減があり、全体として減額となっておりますが、事業の新規芽出しや拡充も行っていることから、取組の進展を図っていけるものと認識しており、しっかり進めていきたいと考えておりま

す。

○具志堅透委員 今話を聞くと、特段影響はないみたいなのうに聞こえますが、その中で2ページの歳入をちょっと確認したいと思いますが、沖縄振興特別交付金と環境保全等補助金がございます。3億3700万の減額となっている。これの内訳をちょっと教えてください。

○長濱広明環境政策課長 環境部の国庫支出金は主に、沖縄振興特別推進交付金と沖縄振興公共投資交付金から成っており、沖縄振興特別推進交付金は対前年度比3億5225万6000円の減、沖縄振興公共投資交付金は2319万1000円の増等により、国庫支出金全体で約3億3790万円の減となっております。沖縄振興特別推進交付金が減となった主な事業は、世界自然遺産登録推進事業で令和2年度国庫1億8225万1000円の計上であり、対前年度比8億70万9000円の減。低炭素島しょ社会実現に向けた地球温暖化防止対策等事業で3256万4000円の計上であり、対前年度比6920万4000円の減。生物多様性おきなわブランド発信事業で6264万2000円の計上であり、対前年度比4039万8000円の減などとなっております。減となった要因は、世界自然遺産登録推進事業で、これまで世界自然遺産登録に向けた取組に加え、登録後を視野に新たな分野を盛り込んでおりますが、今年度で終了する取組もあり、結果として対前年度比減となるなど継続事業において、取組の内容によって減となっております。

一方で、新規事業といたしまして、沖縄振興特別推進交付金の歳入ベースになりますけれども、有機フッ素化合物環境中残留実態調査事業804万1000円を計上しているほか、拡充を図った事業といたしまして、赤土等流出防止海域モニタリング事業、令和2年度6150万円であり対前年度比1958万円の増。離島廃棄物適正処理促進事業、令和2年度3330万3000円であり対前年度比762万3000円の増。花緑ちゅらポート事業、令和2年度3833万6000円であり対前年度比617万6000円の増を計上しております。全体として減となっておりますけれども、事業の新たな芽出し、それから拡充も行っていることから、取組の進展を図っていくものと認識しておりしっかり進めていきたいと考えております。

○具志堅透委員 今の説明で3億3000万、僕はかなり大きな額だと思うんですが、減になっているけれど、拡充、新規事業の云々等々もあって、とりわけ環境部には影響ないんだというふうな説明に聞こえます。しかしながら、一つ一つの事業を精査してい

くと、どうなんだろうというふうなところもあって、先ほどの糸洲委員の質疑じゃないですけど、その世界遺産登録が行われる今がチャンスと捉えて、そこに自然史博物館の云々を入れるだとか、400万の予算じゃあ云々があるわけですね、弱過ぎると。そういった意味での、現実として3億3700万の減があると。部長、それに対する評価というのは、今の説明どおりでいいんですか。どうなんですか。

○棚原憲実環境部長 確かに大きい額の減ではあるんですが、我々としても各事業を精査して、説明ありましたように終了したものが結構ありましたので、自然遺産とか育樹祭も含めてそういう事業の整理。自然遺産も今年度の夏場にはほぼ決定しますので、それまでにマスタープランですとか、観光マスタープランですね、そういうものをつくって終わった事業がありますので、そういう形で次の事業の進展に反映させてきたという形です。

○具志堅透委員 分かりました。

次に移ります。主な事業の中の新規の動物収容・譲渡拠点施設整備がありますね。これちょっと詳細の説明お願いできますか。

○比嘉貢自然保護課長 この動物収容・譲渡拠点施設整備事業につきましては、県の遊休施設を改修し、動物愛護管理センターの譲渡推進棟として、犬・猫殺処分ゼロから廃止に向けた譲渡機会の拡大につなげるための施設として整備する事業となっております。また、この施設の運用等について検討するため、昨年、令和元年7月より仮供用として施設の一部を活用して、令和2年1月末時点で犬猫合わせて40頭を譲渡ボランティア等へ譲渡している状況であります。来年、令和2年度につきましては、この施設改修に係る基本設計、実施設計を行うこととしております。その後、令和3年度に改修工事、令和4年度に供用開始に向けて取り組むというような形の事業となっております。

○具志堅透委員 その下の部分の拡充動物愛護事業、救護事業も併せてお願いします。

○比嘉貢自然保護課長 この動物救護事業、今挙げた拠点整備に係る事業になります。この事業につきましては、先ほど御回答しましたように、犬猫の譲渡機会の拡大につなげるために、今、令和元年度7月から仮供用を開始しているこの譲渡拠点施設での次年度の飼養管理に係る委託費や消耗品等を計上した中身となっております。

○具志堅透委員 これまで、犬猫の殺処分ゼロを目指してきておりまして、議会のほうにも要請等々あ

るボランティアとの勉強会というんですかね、その状況はどういうふうな状況になっていますか。

○比嘉貢自然保護課長 ボランティア団体等につきまして、この動物愛護管理センターで毎年、年度初めに意見交換会を行うなど、また不定期ですけど、ボランティア団体等が動物愛護管理センターへ譲渡犬等を確認するために見える際に、いろいろとセンター職員と様々な形でお話させていただいております。その中でボランティア団体としても譲渡を進めていく上での必要な要望等という話は現場のほうで聞いておりますので、そういった内容は当然我々も情報共有しながら、一つ一つ取組可能なものからやっっていこうという形で進めているところであります。

○具志堅透委員 その方々と新しい救護事業がありますよね、そこの兼ね合いはありますか。その委託管理するということの部分は。

○比嘉貢自然保護課長 今この施設は仮供用ということで、実はこの推進棟を利用できるのは、あらかじめ登録したボランティア団体のみが利用できるという形になっておりまして、そのボランティア団体が譲渡をしたいと申し出ている犬について、センターから仮供用棟に移して、そこでトレーニングをした後に、そのボランティア団体に引き渡すというような形で、今この仮供用の施設棟のほうは運用されている状況であります。

○具志堅透委員 分かりました。しっかり頑張ってください。

次に、海岸漂着物等対策推進事業とあるんですが、それ少し減額になっていたのかな、予算が。その事業実績と減額理由も含めて、ちょっと説明してもらえませんか。

○比嘉尚哉環境整備課長 まず、事業の概要ですけど、海岸漂着物等地域対策推進事業は、漂着物の回収処理を行うほか、海岸漂着物に関する各種調査、対策等を検討するための協議会の運営、発生抑制対策としての普及啓発活動などを行う事業で、国の補助金を活用して実施しております。環境部では、国の補助金申請等手続、協議会の運営、漂着実態やマイクロプラスチック等の調査、発生抑制のための中国、台湾等との海岸交流事業を実施しております。海岸管理者である土木建築部及び農林水産部では、環境部から予算を分任し、回収処理事業を実施しています。また、市町村については、事業に要する費用の9割を県が交付し、海岸漂着物の回収処理や発生抑制対策に係る普及啓発を実施しております。減

額の要因ですけれども、これは国からの補助金の減額が要因となっております。

○具志堅透委員 国からの補助金の減額というのは、何が理由で減額になっているのですか、どの性質の。

○比嘉尚哉環境保全課長 枠があるんですけど、今回減額をしたのは、海岸管理者が実施する海岸漂着物回収処理事業に伴う委託料、それから現場確認旅費等の減となっております。具体的に、今の予算の配分案としては、回収処理のほうに、これは県の土木とか農林が行うもの、あるいは市町村で行うものを含めて約1億1800万円ほど。それから発生抑制のほうが2300万円、発生抑制としての普及啓発が2300万円ほどとなっております。

○具志堅透委員 まだまだその漂着ごみがあるんだろうという認識で、まだまだ増えているような感じもして、その中における減額である。どうしたものかなという疑問の中で今聞いていて、だから実績等々を今聞いているのは、それによって減っていて予算が必要がないというとおかしい、語弊があるけど、漂着ごみ量そのものが減ってそういう状況になっているのかとか、その辺のところは聞きたいわけですね。それと、発生抑制対策として、中国との交流をやっているということですが、その内容をもう少し詳細にお願いします。

○松田了環境企画統括監 海岸漂着物に関する推進事業につきましては、国からの国庫補助を基に事業を実施しております。内々示が例年12月、1月頃に来るんですけども、通常翌年に補正要求があればそれを要求してくださいということで、内々示の額よりも上回った形で予算をつけていただいております。

ところが、実際の予算額よりも国のほうの内示が、通常どうしても減ってしまうということもありまして、不用額がどうしても出てしまうようなことがあります。財政課とも調整しまして、この不用額をなるべく減らすということで、今回若干ですけれども1億4000万で900万ほど予算額として減った額になってしまったという経緯はございます。実際は、漂着の量としては減っておりませんので、なるべく予算措置しました額を円滑に執行しまして、効率的に回収処理をする。なるべく不用を出さないということで市町村、それから海岸管理者、土木建築部と農林水産部ですけれども、協力して事業のほうは執行していきたいと考えております。

○比嘉尚哉環境保全課長 先ほど委員から御質疑のありました海外交流事業についてですけれども、平

成26年度から発生抑制対策の情報交換を目的として、台湾の新北市との海外交流事業を石垣市及び台湾で実施しております。これは台湾の行政機関です。それから平成28年度から、中国のNPOと民間団体も参加して交流事業を行っておりまして、内容としましては環境教育プログラムの情報共有やワークショップ、それから同一手法による共同モニタリングなどを実施しております。

○具志堅透委員 不用額が出るというような、これは市町村がエントリーというか、積極的に手を挙げないということの理解なんですか。その予算があってそれを消化できないというのは、事業を実施するのは市町村がやるわけですよね。そういうことになるのですか。

○比嘉尚哉環境保全課長 基本的には、これは市町村の要望を聞きまして、その額を合算して、国のほうに要望するわけですけれども、実際に国から配分があるのは、それを下回る額になるというのが現状でございます。

○松田了環境企画統括監 すみません、補足で説明いたします。

市町村は当初予算で計上していない場合がございます。県の内示があってから9月補正等をかけると。そうしますと、着手するのが11月、12月になってしまうと。場合によっては天候が悪くて回収ができないといったようなことで、市町村に配分した額が100%執行できないというような状況が毎年ありまして、そういうこともあって、県としましては、なるべく当初予算で予算計上してくださいということでお願いをしているんですけれども、市町村によってはなかなか県の内示があってから予算措置をするということもありまして、今残念ながら不用が発生しているという状況がございます。

○具志堅透委員 その辺が少し改めるところ、ちょっと聞いたことがあって、遅れて事業執行できなかったという話があって、これはごみが増えて、今環境問題が非常に問題になっている中で、観光との兼ね合い、あるいは環境問題含めて、必要な事業であって、今頃、予算減額になるというのはとてもじゃないが考えられないと思っていて、だからそういった改善するためには、市町村、今の課題でいうと、当初予算での予算計上があれば事業実施としてはできるわけですから、それをしっかり市町村への予算計上を依頼するというか、その辺はしっかりやってください。以上ですが、答弁をお願いします。最後は質疑で終わらないと。

○棚原憲実環境部長 委員おっしゃるように、海岸漂着ごみ対策は、今、国も非常に重要だし、世界的にも重要な問題ですので、我々市町村と一緒にしっかりと継続してできるように予算措置も頑張っていきたいと思えます。

○新垣清涼委員長 15分間休憩します。

午後3時0分休憩

午後3時14分再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

先ほど、具志堅委員から提起がありました要調査事項の取扱いについては、本日の質疑終了後に協議したいと思えます。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

座波一委員。

○座波一委員 では、企業局から行きます。

水道広域化の件ですが、座間味浄水場の件、この問題はそもそもが、企業局が現地で調査の上、当初予定地を決定して、村と協議した結果、適地であるということで決定して、昨年議論したわけですね。そして、その中で住民の反対の意見もあり、自然保護の観点からの反対もあり、あるいは津波問題の指摘もあったという状況の中で、高台移転の話が出て、そこで県が高台の部分の再調査して、場所を選定しますという、そういう経緯があるわけです。だから、その時点で本来、私はこういう行政の在り方があっていいのかどうかと思ったわけですが、その中で今回、このように1月に決定するという話がまだ決まっていなかったという状況になったことは、せっかくの広域化の流れを他の離島にも影響しかねないようなゆゆしき事態になっているなと思って、大変危惧しているところですが、これは、いわゆる知事が、昨年でしたか、行ったわけですね。知事は現地でどのような意見交換をして、どのような結果を持って企業局と打合わせをしたんでしょうか。

○大城彰建設課長 知事の視察の際には、当局からも座間味の状況について詳しく説明した上で、現地のほうに行って、現地のほうでは村長とも会って、村長の意見を聞くなどして、双方の意見を聞くという立場で、知事はその話を聞いていたという状況でございます。

○座波一委員 だから、どのような結論を、方向性を見いだしてきたのかということを知りたいんですが。話を聞いてきたというのは分かります。どのような内容だったんでしょうか。こういう、この問題で知事が現地まで行くということは、ある程度方向性が決まるぐらいに大体行くものなんですよ。

まさか未定の段階で模索しにトップが行くということは考えられないです。だからそういうような、この準備の中で行ったんじゃないかなと私は思ったからこういう質疑をしたんですが、いずれにしても、この高台の調査をするということが決まって、しているわけですから、環境省に対するそういう変更の承認をもらうべく手続しているんですから、それに対する見通しは今どうなっていますか。繰り返しているようで申し訳ないんですが。

○大城彰建設課長 先ほども申したとおり、環境省とは詳細設計を行った結果について、各候補地の長所、短所について説明をしたところでありまして、今後とも、環境省から確認を求められた事項につきましては、適宜、調整をしていきたいというふうに考えております。

○座波一委員 では、環境省からのそういう指摘事項があって、ボールはここに投げられたということになっているんですか。県に投げられているということでしょうか。

○大城彰建設課長 環境省からは展望地や定期航路からの景観の確認を求められておりまして、当局としては、その際の資料を提出したところでございます。

○座波一委員 景観の問題だけですか。

○大城彰建設課長 今のところは、景観に関しての資料を、確認を求められたということになっております。

○座波一委員 いずれにしましても、紆余曲折をして、これは住民側の意見も聞いて、その予定地変更のそういう調査もしてきてやっているわけですので、住民無視にはなっていないと思います。県は真摯に受け止めてこれを進めてきたわけですから、そこまでの手続に落ち度はないと思います。だから、あとはこういった材料が、もう判断材料、私はもうそろっていると思います。判断材料はそろっているわけですから、あとは知事あるいは企業局が決断を出すときなんですよ。どうして出さないかなというのが非常に不思議で、その当局の意見もいろいろ聞いていると、最終的には決めたところには従いますというぐらい、腹を持っているはずなんです。だから、その材料はそろっていると思うんですが、どうして決断できないのか不思議ではないんですが。

○金城武企業局長 我々もこれまで村と昨年12月からずっと協議を進めてきて、お互いの共通認識で、じゃあここだという形の意見の調整までは整っていないというところがございます。ただ、これ、調査

した結果というのは早めにやはり住民の皆さんに報告する必要があるだろうということで、我々としては高台の候補地も含めて選択肢として示せるので、それも含めて住民の皆様にも説明しましょうと、まずはそれを早期にやりましょうということで村とは確認が取れていると。その後、どういう形で、またそれをしっかり説明会も終わって、その結果も踏まえて、どういう形で選定といえますか、そういう方策を決めるのはまた今後、協議しましょうということで、今、村との調整はそういう段階でございます。

○座波一委員 いずれにしましても、これは知事が出向いていったわけですので、それをもってして、もう結論を出す時期に来ているということについて、本人、ちょっとその件について、やはり確かめないといけないということもありまして、これは要調査ということで要求したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○新垣清涼委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、本日の質疑終了後に協議いたします。

○座波一委員 次に、環境関係ですが、先ほどから議論がありました赤土対策なんですけれども、これはその赤土対策、今、モニタリングの計画が年度年度、続いているわけですけれども、そもそも赤土対策の基本計画というものの、具体的な防止事業、防止対策というのはどういったものがあるんですか。防止するのか、堆積した赤土を除去しているのか、具体的に教えてもらえませんか。

○普天間朝好環境保全課長 県では平成25年9月に沖縄県赤土等流出防止対策基本計画というのを策定しております。また、平成27年3月には赤土等流出防止対策行動計画を策定しており、全庁的に対策を進めています。その中で、環境部としてはモニタリング事業を進めているところでして、それぞれ営農的支援対策とか農林水産部の土木的な対策につきましては農林水産部で取り組んでいただいて、また、開発事業、工事現場につきましては土木建築部で対応していただいているところです。

○座波一委員 今、世界自然遺産登録という方向で、喜ばしい方向性で登録の方向を歓迎するわけですが、そういう中で、一雨降ればあのように海が赤土で汚れるというようなことを、これは世界に示しがつかないような気がするんですよ。そういうふうな、この赤土の流出対策をどのようにするというのが見えてこないし、確実にこれ、本当になくなるまでそういう計画が立てられているのか、基本計

画どおりにきているのかというのが非常に疑問なんです。

○普天間朝好環境保全課長 赤土等流出防止対策基本計画では、県内76海域に環境保全目標を設定しています。そのうち、サンゴ被度、利用状況等を基準に22の重点監視海域を設定し、流出防止対策を重点的に実施しているところです。農地からの赤土等流出については、農林水産部において、農地の勾配修正や沈砂池の設置等、土木的な対策及びマルチングやグリーンベルト設置等の営農的な対策を実施しております。また、農家等を対象とした赤土等流出防止に関する普及啓発活動を実施しているところです。また、土木建築工事につきましては、条例に基づく施設基準及び管理基準に従って工事を行っており、条例施行前の平成5年度の約16.7万トンから、平成28年度には約2.8万トンまで83%減少しております。県全体の年間流出量につきましては、沖縄県赤土等流出防止条例施行前の平成5年度は約52.1万トンでしたが、平成28年度には約27.1万トンまで減少しております。これも48%減少となっております。このように、サンゴ礁の保全に寄与していると考えております。また、平成30年度の調査結果では、基準年である平成23年度と比較すると悪化した海域はなく、変化のない海域が9海域、改善した海域は19海域となっており、全体的には改善傾向にあると考えています。

○座波一委員 数値でいえば、ある程度成果が出ているのかなということは分かります。このサンゴ保全とかジュゴン保護対策というものも、やっぱり赤土対策とは本当にもう切っても切り離せない問題ですので、それも、幾らサンゴ保全をやっても赤土が流出する以上は全く効果はないと思っていますので、しっかりそこはやってもらわないといけないなと思っています。そのサンゴ保全の問題についても、赤土の影響でこれだけ改善するのであれば、やっぱりサンゴも改善してきているんですか。

○比嘉貢自然保護課長 今現在の県内のサンゴの状態で回答したいと思います。毎年、これは環境省がモニタリングサイト1000サンゴ礁調査というのを実施しておりまして、その中で毎年サンゴの白化状況等の調査があります。平成28年の頃に海水温等の上昇で大規模な白化現象があったんですけど、その間も県内のサンゴ礁域では、特に白化現象等が見られていないというところがあって、サンゴについても回復傾向にあるという状況が、県内のサンゴの状態かなというところでもあります。

○座波一委員 ギンネムの問題は崎山委員の質疑ありましたが、今の現状の中で、深刻な問題と捉えているのはどのような状況だと見ているんですか。ギンネムが本当に深刻だと思うのは、どういったもので見えていますか。

○安里修環境再生課長 ギンネムの問題につきましては、県全域に蔓延しているということと、群落を形成して在来種の生育を阻害するということがありまして、在来植生を圧迫するとともに在来動植物の生育環境を消失、劣化させることから、生物多様性の低下が非常に懸念されているところでもあります。また、強風や台風時には、葉の変容や落葉が起り、観光立県にふさわしい良好な環境形成への影響が懸念されていると認識しております。

○座波一委員 そもそもギンネムは緑化対策というか、戦後、焼土の後に、米軍もそれを使ったということもあったわけですが、それは国の公共事業でも使ったんですかね。そういう意味では、国やあるいは米軍が関わってきて導入されているわけですよね。そこは調べましたか。

○安里修環境再生課長 戦後の復興期において、早期緑化を目指すためにギンネムを植えたということは聞いておりますが、国の関与があったかどうかは、ちょっとこちらのほうでは聞いておりません。

○座波一委員 そういう問題は、やっぱり国も関与したということですので、そういう意味ではギンネムに対する被害をやっぱり国の問題としても上げて支援をもらうぐらいの、そういう政策もつくったらどうかと思うんです。あと、鹿児島県の鹿児島高専で研究中というのも聞いていますが、それは分かっていますか。

○安里修環境再生課長 お答えいたします。

鹿児島県のほうも奄美大島、徳之島などでこのギンネムの被害があるというふうには聞いておりますが、あちらのほうでどういった対策を取っているかというのは、ちょっと確認はしておりません。

○座波一委員 いや鹿児島高専で研究中というのを聞いたことがあるんですけど、調べていないんですか。

○安里修環境再生課長 今の情報は、我々のほうも把握しておりませんでした。申し訳ありません。聞いておりません。

○座波一委員 鹿児島高専以外にも沖縄には大学院大学もありますから、そういう意味では、連携して、あらゆる研究機関を通して、ぜひ確立をしてほしいと思っています。

最後に、前も聞いたんですが、広域でごみを処理

する計画の中で、浦添と北中城、中城が広域型を今計画していますね。その問題で、前に質疑したら、米軍のごみを北中城、中城は処理していたかどうかということについて、もう一度お答えください。

○比嘉尚哉環境整備課長 北中城、中城の清掃施設組合のほうでは、北中城村に所在する基地から出てくる米軍廃棄物について処理をしております。

○松田了環境企画統括監 補足で説明いたします。

同組合につきましては、米軍が分別をして燃えるごみだけを持ってきた場合は受け入れるというようなことで、沖縄防衛局とそういうふうな考えですり合わせをしまして、補助を受けて設置したというふうに聞いております。その後、米軍のほうの分別がなかなか行われないという現状がございまして、受入れを行っておりませんでしたけれども、平成29年度に不法投棄を行った件で、県が倉敷環境を処分した際に、分別を行った上で同組合に搬入するというふうに調整がつかまして、それ以降、受入れを行っているというふうに聞いております。

○座波一委員 私のほうで聞いているのは、実際、この米軍のごみを処理する前提での防衛省の予算を使っていますけど、実際はされていないんですよ、現実にはほとんど。だから、その状況の中でこの交付金をもらっているわけですけども、その状態が続いた上に、さらにまた浦添との広域に参加してやるということ自体が、逆にこの防衛省からもらった分が適化法にかかるんじゃないかという指摘があるわけですよ。そこはどう考えていますか。

○松田了環境企画統括監 補助金適化法については、それぞれの補助金の交付要綱等に基づいて交付した補助金が適正であったかどうかを判断するということになるかと思えます。私も、まだ防衛省さんのこの補助金の交付要綱の詳細について、ちょっと、現時点で把握しておりませんので、受け入れていなかった時期があったということについて、この補助金適化法に抵触するか否かについての判断が今、現時点ではできかねているというような状況でございます。

○座波一委員 なぜ私がこれを聞いてるかということ、この広域化には反対していないですよ、それはいいんですけど、それをやりながら、一方では適化法に疑わしい自治体が出てきたら、その計画そのものが潰れるんですよ。だからそこを心配して言っているわけですので、そこをどう考えているかということです。

○棚原憲実環境部長 我々、環境部で持っているの

は、環境省がやっている循環型社会形成交付金の活用で、それについては市町村と事業実施計画ですとか、きちんと調整することはやっております。ただ、防衛省の予算になりますと、直接、沖縄防衛局を介して、防衛省との調整になりますので、詳細については我々、ちょっと把握できない部分がありますが、今現在でも、そういう相談がありましたら、ぜひ一緒に、積極的にやっていきたいと思っていますので、引き続きやっていきたいと思っております。

○座波一委員 じゃあ、浦添との広域の中で米軍ごみは処理することになるんですか、そういう方向性ですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 浦添市が今計画している処理施設においては、米軍の廃棄物は計画に入っておりません。

○座波一委員 その場合の米軍ごみの扱いはどうなるんですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 基本的には、米軍が民間廃棄物処理施設なりに委託するということになりません。それから、これはまだ現在は行われておりませんが、例えば金武町とか、今、防衛予算を使って整備しているところがありますけれども、その施設ができた際には、その自治体内の米軍施設の廃棄物については処理するというような話は聞いております。

○座波一委員 そこが、北中城、中城にある現存するこの施設が、まだ耐用年数もある中で、防衛局のこの予算も残しながら広域化に移行するというもので、また米軍ごみを宙ぶらりんにするというのも、こども、県のこの指導・助言が必要だと思うんですよ。そこをぜひよろしく願います。そこら辺に関する考え方を伺います。

○棚原憲実環境部長 米軍ごみについても、やはり県内での適正な処理というのは必要だと思いますので、先ほども言いましたけど、市町村から相談がありましたら一緒に考えて、いい方法、解決策を一緒にやっていきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 通告は、海洋漂着物しか出してないんで、これを中心にやらせてくださいね。7ページのこの資料がありますよね。この環境の主な事業のところ、海洋漂着物のこの写真があるんですけども、実は先々週、僕、お客さんを連れて、自分の、おらが島の池間島の海岸に行ったんだよ。すると、ここはいい浜ですよと連れて行ったら、こんな状況だったんです。2週間前だよ、やっぱり、海が売り物であって、空気がおいしい、海が美しい

沖縄が、この問題を根本的に速やかに解決しなければならないという思いはみんな共通だと思うんですよ。その辺に対して、まず部長、どうしても減らない、でも海を売り物にしなければならない。それを本格的に取り組む必要があると思うんだけど、現状、そして何をどうしなければならないか、まず大きな枠で話をしてください。

○棚原憲実環境部長 海岸漂着物の問題については、今、国連なんかでも議論になって、非常に、世界的な問題として認識されてきています。それを踏まえて、国において、国際会議でその対策を韓国、中国、ロシア等も含めて話し合いは行われています。ただ、過去に排出された分も含めて、現在も進行中なんですけれど、まず、陸域からの排出を減らす各国の努力と、流れてきたものを回収して処理するというマイクロプラスチック対策に向けて処理するという、2つの大きな課題があると思います。それぞれの国で取り組みましょうという国際的な流れは今、できつつあるかなと思っています。

沖縄県としては毎年のように流れてくるこのごみは、やはり大きな課題だというふうに思っていますので、市町村とも連携して、できればビーチシーズン前にビーチクリーンというものも取り組んでいます、ボランティア活動としてですね。その処理費についても補助したり、市町村が独自で委託して取り組むことについても、国庫の予算を活用してできるだけ解決できるように取り組んでいるという状況です。先ほど少し質疑ありましたけど、自治体としてできる部分では何かというと、黒潮に乗って流れてくるという部分がありますので、台湾ですとか、中国のほうとそれぞれで廃棄物を出さない取組とか、海岸漂着物の現状の把握ですとか、そういう取組をやっている状況です。

○座喜味一幸委員 これは粘り強くやっていかないとしようがない。国として、国同士での連携も必要であることはさることながら、でも当面は我々、現場でやれることというのは、そのように真剣にやらんといかんと思うんですが、なぜ1億4900万が1億4000万に減額になるのということ、全体の予算の中で、やる気ないんじゃないの、900万ってでかいですよという話をしたいんですけど、どうですか。なぜ減らすの、こんなにたくさんごみがあるのに。

○松田了環境企画統括監 環境部としましては、今議員おっしゃるように、非常に大きな問題ですので、予算も拡大しつつ、もっと積極的に回収していくべきだという考えはございます。しかしながら、先ほ

ど、若干御説明申し上げましたけれども、不用額がどうしてもかなりの額出てしまうと。平成30年度でいえば1000万以上、実績として約1億3000万の予算のうちの約1100万の不要額が出ているというような現状がございまして、財政課のほうと調整した結果、今回は900万程度ですけれども、ちょっと少なくなってしまったという経緯がございます。

今後は引き続き、執行率を上げるための取組を市町村と協力して実施しまして、予算額をさらに拡充するように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○座喜味一幸委員 現場ではあれぐらいの漂着ごみがあるのに、なぜ予算が余るのか。それは執行体制、あるいは現場でのこの収集処理の問題、これは根本的に、僕はあるのではないかと実は思っていて、確かに毎年、不用を出しているんだよね。不用というの、出しているんだよ。なぜなんだろうと。これは所管ごとの、管理ごとの連携の悪さ、それから技術の問題。要するに機械的に大型ごみを回収して処理してしまう部分と、小さなごみを処理していくというような技術の分も併せて、ボランティアは一生懸命頑張っているんだけど、なぜごみがあればほど集まってくるのに進まないか、これは国からの何らかの縛りがあるのか、年間回数の縛りがあるのか、組織のつくり方に細かいルールがあるのか、その辺は何なんですか、一体。

○松田了環境企画統括監 基本的に、国の補助金につきましては、比較的自由度の高い補助金でございまして、縛りはそれほどはございません。

しかしながら、市町村のこの海岸漂着ごみの回収、特に離島の小さな市町村では、一人の人が幾つもの業務を兼務しているというような状況がございまして、なかなかこの執行のノウハウを持っていないというような状況もございます。それから、特に、昨今この宮古島におきましては、なかなか業者が見つからないというような状況もございまして、入札しても不落になってしまうというような状況もございます。このようなこともございまして、今、不用が発生している状況でございますので、なるべくそういったものが発生しないような対策について、当初予算で予算措置をしてもらおうとか、あるいはその市町村のこの執行の方法について助言をするといったような対策を今後行っていきたいというふうに考えております。

○座喜味一幸委員 まだしつこく話をしたいんですけど、ボランティアで一生懸命な青年たちがいるの。

ダイビングの人たちがいるの。高校生がいるの。そういう観光協会青年部がいるの。彼らがボランティアで一生懸命やっているの。でもなぜ、もう一回、各地域、これ宮古だけじゃないよ。各地域に行っても大きな問題というのはあるんだけど、海洋漂着物、マイクロチップの話とか、根本的な問題があって、これを解決するのに、学識経験者、地域を含めて総点検して、この海洋漂着物を解決するにはどうすべきなのかという仕組みのつくり方、方法の話、体制づくりの話、これを県、市町村、各団体を含めての連携協定をつくってこれを対策していかなければ、県が、環境部が一生懸命予算取ってくるように頑張ったって、この根本的な問題があるから、この写真のとおりなんですよ。皆さんの浜にもあって、朝回ってみると、みんなこうしているの。観光で海を売りにした沖縄が、この問題はもう何年になるのかな。俺が来てからすぐ言っているんだけど、一向に減らない。数字では皆さん答える、これを抜本的に取り組んで解決の方向に持っていかないと、名前だけで、議会答弁はもういいんだよ。これを根本的に動かす仕組みづくり、場合によったら予算も思い切って取りに行く。または市町村にも協力してもらおう。金の解決ができない部分はボランティアを使う。機械化の話、ストーンピッカーで全部ごみは払えるはず。その辺の技術と仕組みを含めて本気でやらないと、この沖縄のごみというものはもう、ごみ問題というのは収まらない。少なくとも、台風の後とか季節風の時期とかという、もうパターンも決まっているんだ、ごみの量も大体分かっているわけなんで、そういう分析と体制づくり、総点検をしなければならぬ時期に来ていて、これ本気で取り組んだらどうなんですか。お金は政府は絶対、補助率は何%でしたかね、その辺を含めてどうぞ。真面目にやらんとこれは。

○比嘉尚哉環境整備課長 まずは補助率の話ですけども、今、この回収事業につきましては、国から10分の9の補助がございまして。

それから、この漂着物に関する計画も、平成21年に沖縄県海岸漂着物対策推進協議会というもの、これは自治体とか学識経験者とか、あるいは事業者、海岸管理者、それを交えての協議会を設置しまして、また、地域ごとに地域協議会というのを設置しまして、この対策について話し合いました、21年度に沖縄県海岸漂着物対策地域計画というのを策定したところです。今はその計画に基づいて、この海岸漂着物の回収処理とか普及啓発とかを進めているところで

ございます。

○座喜味一幸委員 全国的な優良事例等も僕は参考にしながら、機械でのピックアップの仕方、それからこの回収したもののこの処理方法、そういうものを抜本的に対策していく。場合によっては、この事業でもって、この島で完結していく。島々で、地域で完結していくような、この焼却炉も含めて対策をしていかないと、この問題というのは解決できない。行政が本気で動けば、ボランティアもみんな応援するはず、この問題に関しては。そういう意味で、これはSDGsとかという大きな大義もあるけれども、目の前にある海の生態を守っていく、この美しい浜を確保していくという意味において、これは部長、本気で取り組んだほうがいいんじゃないんですか。こんなちやちや金でいかんと思うし、お金だけの問題じゃないけど、その仕組みをつくっていかないと、せっかくの沖縄の美しい海、空気もうまいんだって。クルーズ船から降りた人は、空気もうまいね、海がきれいだなと言うんだよ。浜に行ったら、ちょっとごみを拾って、そこで飯食ってんだよ。どうなんですか、本気で取り組みませんか。

○棚原憲実環境部長 強い意見ではありますが、我々としては、先ほど課長からありましたように、特に離島ですね、八重山が特に多いんですけど、離島の市町村の意見も聞きながら、協議会の中ではしっかり取り組んでいるつもりではあります。ですけど、委員おっしゃるように、さらに効率的な回収の仕方ですとか、そういうものについては先進事例をどんどん調査して、もっと効率的にできる方法をぜひ検討していきたいなと思います。予算についても、何度も言いますが、一生懸命、市町村の意見を踏まえた上で、引き続き予算要求を頑張っていきたいなと思います。

○座喜味一幸委員 オーストラリアとか、ほかの外国にも、ビーチのクリーナーって大型から小型までみんなあるし、実用化されている。市町村、離島市町村会からもそうだけれども、毎年この問題というのは要請が上がっている。これに関しては、いま一度真剣に取り組んでもらいたいな。この課題は、みんなで力を合わせてやらんといかんし、県が音頭を、環境部がもう音頭取るしかないでしょう。ぜひ、その辺も含めて。

○棚原憲実環境部長 我々、海岸管理者、農林水産部、土木建築部とも連携しながら、今、予算措置してやっています。我々としては先ほども言いましたが、いい方法をどんどん出してもらってやることと、

先ほど統括監から少しありましたけど、委託先がないとか、手が回らないようなところもありますので、そういうところも相談に乗りながら、ぜひこの事業を進めていきたいなと思います。

○座喜味一幸委員 お願いします。

離島廃棄物適正処理促進事業の中で、方法の調査、分析及び検討に要する経費というのがちょっと割り増しされているんですけど、これは何をやって何を解決するのでしょうか。

○比嘉尚哉環境整備課長 先ほども申し上げましたけど、平成29年度から離島廃棄物適正処理促進事業というのを実施していて、その中で、離島市町村の廃棄物担当課長等で構成する離島廃棄物適正処理促進検討委員会を設置し、効率的な処理によるコスト削減、適正処理の促進に必要な方策を検討しております。そのときに、離島ごとに実際に担当者が足を運んで、どんな廃棄物で困っているかを細かく見ながら、検討を重ねてきまして、来年度は、令和2年度は久米島町と多良間村に小型焼却炉を設置しまして、この離島で処理に困ってる農業の廃ビニール等の処理、どういうふうにやったら効率よくできるかということと、伊是名村では、今最終処分場がございますが、そのできる前からあるいろんな可燃物、不燃物のごみがありまして、これが最終処分場の容量を圧迫しているものですから、これを効率的に処理するにはどうしたらいいだろうかということで、分別処理を実際にやるといって、モデル的にやって、手法が分かれば今後のこの離島市町村の処理の一助にはなるのかなと考えております。

○座喜味一幸委員 この久米島と多良間島でやる小型焼却炉というのは廃ビニールから発泡スチロールから全部一括で燃やせるという代物ですか。チリメーサーですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 チリメーサーではないですが、久米島町では、今、農業廃プラスチックが島外に委託処理しておりまして、ほかの離島で実績のある焼却炉を使いまして、このほかにも廃材、木くずでやはり困っていますので、ビニールと木くずをどういうふうに処理するかということを実証的に試験すると。

それから、多良間村では同様に農業用プラスチック、段ボールの処理に困ってまして、今、既設の焼却炉で処理しているんですけど、その焼却炉では処理がどうもうまくいってないということで、実績を勘案して、別の物を持ってきて、運転方法とかそういうものを実証試験をするということにしています。

○座喜味一幸委員 この焼却施設というのは可搬式ですか、移動型ですか、移動できる型ですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 固定はします。小型焼却炉で固定をして、この実証期間の間、運転するというところで計画をしております。

○座喜味一幸委員 離島の産業廃棄物と海岸漂着物等の問題を議論した検討会等の中では、やっぱり、広域化の話は出ませんか。私はこの問題は広域化を図りながら、ある程度の行政での支援バックアップがないと、なかなか解決できないような問題があって、一つの小さな島では結構コストもかかるから、上水道さんだってもう広域化やってるし、このごみ問題、海洋漂着物の問題というのはある程度の広域化を図っていく。行政がある程度力を入れていくという形にしないと、小規模離島ほどごみの集積の山ができちゃうということがあって、この辺の議論はどうなんでしょうか。

○比嘉尚哉環境整備課長 この離島地域については、産業廃棄物処理施設が少ないと。規模も小さいとそういうことで、処理コストが割高となると。そういう実態は委員御指摘のとおりです。それに対応するために、平成25年度から28年度にかけて、各離島地域のごみ処理の広域化や運搬ルートの合理化等に関する調査を行っております。その中で、合理化によるコスト低減策を検討しまして、各離島、地域ごとの処理広域化案を市町村に提案をしたところがあります。

○座喜味一幸委員 大変、ごみのこのビニール等の処理費というのは高いんだよね。大変困っているからよろしくお願ひしたいのと、今の多良間の小型焼却炉って、どれくらいの事業費でできるものなんですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 これは両村なんですけれども、久米島、多良間村の実証事業で使用する小型焼却炉ですが、予算額として1854万5000円、2000万弱ほどです。リース料ということで2000万円を計上しております。

○座喜味一幸委員 安いね、ポケットマネーでできるじゃないですか。どんどんやってくださいよ。もうよろしくお願ひします。その辺については早めに実証結果が出たら、速やかな対応してね。場合によっては、海洋漂着物もある程度燃やせるようになると、島は相当清潔になりますから、そのときは感謝されますから、一生懸命結果を出して、だんだんと普及していただきますように希望しますね。

ちょっと小さい話なんですけど、花緑ちゅらポー

ト事業というのは、去年は実績はどうで、新年度は何をしますか。それと、土木との仕分も併せてやって、時間がいないから。

○安里修環境再生課長 お答えいたします。

空港及び港湾は、島の玄関口として観光客に対して島の第一印象を決める重要な役割があることから、観光地沖縄ブランドイメージを高めるような緑化整備が必要としまして、これまで離島の3空港、石垣、宮古、久米島空港に飾花活動を行ってきました。令和元年度から、これに加えまして3港湾、竹富東港、本部港、渡嘉敷港でも実施しております。また、令和2年度からは併せまして乗客数の高い西表島の仲間港の飾花を追加することとしております。令和3年度にかけましては、これに本部港の国際クルーズ船ターミナルと伊江港を加える予定としております。

追加で、土木との所管のすみ分けですが、もともとのこの3空港につきましては、土木の空港課で実施していて、それを環境部のほうで平成27年度から実施をしております。それと併せて、令和元年度から港湾のほうも追加して花緑ちゅらポート事業ということで創設しまして、こちらについては港湾当局と打合わせをしまして、それぞれ市町村の持っている港湾事務所と連携をしながら実施する予定としております。

○座喜味一幸委員 これはもう上等ですよ。一年中、花があるような状態があればうれしいと思ひまして、一時期生き生きとした花が、時として真夏になるとしおれて、調子悪いところ等がありますので、あの辺も併せて丁寧な管理をしていくと、本当に、那覇空港に降りて、外の人が一番感動するのは、蘭がしっかりと植栽をされているとか、沖縄って金持ちなんだねとか、感動が起きていますのでね。これは離島まで行って、港から降りて花があるというのは本当に売りだと思ひますので、これは土木とも併せてぜひ頑張っていたきたいなと思ひます。

最後になりますが、この資料で企業局は何を進めたいのか、ランク判定のAを説明してください。何でも一緒に並べたら話にならないので、お勧めは何ですと言ってください。

○金城武企業局長 これまで村ともいろいろと調整させていただいておりますけど、村はこれまで説明しているとおり、阿真ビーチ隣接地のほうが一番最適だというような御意見でございます。ただ、高台の中では、この高月山の既存浄水場を活用した案、これについては高台の中ではここが一番いいということで、村とも共通認識を持っているということで。一

番最初にあります候補地1の①、高月山の既存浄水場の用地をほとんど活用するような形のほうが一番いいという御意見でございます。

○座喜味一幸委員 これが村、一番最後が村ね。企業局として判断したらいいじゃないですか。知事が行って、何も決めないで帰ってきて、風景を見てきたんじゃないでしょう。知事は何を言って、何を目的で知事が行って、企業局と何を情報交換して、役場から意見を聞いて、地元と会って、何を知事は決めたのか。その辺の殿が、下々の人に下りて、物事の方針も持たないで下りていくのはとんでもない話だと思うんですよ。帰ってきてからも、知事は企業局の皆さんと方針はこれでいこうという話がないと、リーダーじゃないね。その辺を御説明してください。

○金城武企業局長 知事が座間味村のほうに行かれたのは、行政視察ということで、もちろん、せっかく座間味村に行かれるということで、現地のこの高台の候補地等も視察していただいたということでございます。

ただ、この用地選定、ここの建設候補地を選定するに当たっては、やはり住民の合意がないと、我々も事業をする上で、非常に住民の反対があるようなところに造るということはなかなか現実的に難しいだろうということで、住民合意が得られる場所ということで、そういうことを村と調整をしているところでございます。

○座喜味一幸委員 少なくとも結論出さないと、ただららって予定の平成33年で、もう事が進まなくなっているじゃないですか。この辺は緊張感を持ってやらないと、物事の判断、決断、しっかり結論も出していかないといけないと思ひます。

○新垣清涼委員長 よろしいですね。

以上で、環境部及び企業局関係の予算議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、予算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず初めに、要調査事項を提起しようとする委員から改めて、提起する理由の御説明をお願いします。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 今回の予算審査の中で、特に土木建築部の一括交付金の減額が非常に大きいという

のが明らかになりました。この辺は県内及び市町村の影響が大きいこと、それから公共投資という性格上、市町村、沖縄県全体の経済というものに大変大きい影響がありますので、この件に関しては知事が今後、いかようにして予算確保をしていくのか、また、我々議会としてこの予算を確保するのにどうあるべきかというも含めて、知事の思い、考え、そして、これからの公共投資交付金を含めた一括交付金をどう確保していくかというようなことをしっかりと考えを聞くべく必要があるのではないかと考えております。知事及び担当副知事においでいただき、予算委員会で審査をすることが、県民に対する最も発信になるものではないかと思っております。

○新垣清涼委員長 座波一委員。

○座波一委員 離島8村の水道広域化の件につきましては、財源が一括交付金、ハード交付金を活用するという当初の予定から考えますと、あと2年という、もうぎりぎりのところまで来ているという状況の中で、この場所を決めるということのできない状態は非常に懸念するものであって、説明を聞いてみますと、もう条件も判断材料もそろってきたなという感じがします。あわせて、知事が現地に行って、いろいろ状況を見聞してきたわけですので、その結論をもう出す時期に来たということで、知事の考え方を確認しなければならないということで要調査事項として上げたいと思っております。出席の上、答えていただきたいということです。

○新垣清涼委員長 以上で、要調査事項を提起しようとする委員の説明は終わりました。

次に、要調査事項として報告することについて反対の意見がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 座間味の一括交付金というものは、いろんなところで減額されたのは説明はされている、土木委員会でもそういう説明はされていて、それは予算特別委員会でもそういう話も出ているという中ですから、この委員会で特別に呼んで聞く必要は私はないと思っております。

もう一つ、座波委員からの座間味の建設地の選定ね、これは先ほど企業局長が話して、知事は確かにそこに行って行政視察に行ったと。そういう地元の皆さんの意見も聞いたということはあるんですが、先ほど企業局長も答弁していたように、これは公営企業のものだから、判断は企業局長がやるということですから、知事に別に出席してもらう必要は、私

はないと思っております。反対です。

○新垣清涼委員長 ほかに意見はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 意見等も説明し尽くされていると思っておりますので、提出するのは反対です。

○新垣清涼委員長 ほかに意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 意見なしと認めます。

以上で、要調査事項として報告することへの反対意見の表明を終結いたします。

次に、予算特別委員会における調査の必要性及び整理等について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、要調査事項の必要性及び整理等について協議した結果、道路・街路事業をはじめとした土木建築部における一括交付金の減額について及び座間味浄水場の建設予定地選定についてを報告することで意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

要調査事項につきましては、休憩中に御協議いたしましたとお報告することといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、特記事項について協議した結果、提案はなかった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における質疑・答弁の主な内容を含む、予算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、予算調査報告書は、3月13日 金曜日 正午までに予算特別委員に配付するとともにタブレットに格納することになっています。

また、予算特別委員が、調査報告書に関して常任委員長に対し質疑を行う場合には、13日の午後3時までに政務調査課に通告することになっております。

予算特別委員におかれては、常任委員長に対して質疑を行う場合は、3月13日 金曜日は登庁され、質疑発言通告を提出するようよろしくお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、3月18日 水曜日 午前10時から委員会
を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 新 垣 清 涼